

はじめに

昭和一七（一九四二）年六月一日午後三時三〇分、大本営海軍部は六月五日の「ミッドウェー海戦」についての公表を行な⁽¹⁾った。

東太平洋全海域に作戦中の帝国海軍部隊は、六月四日アリューシャン列島の敵拠点ダッチハーバー並に同列島一帯を急襲し、四日・五日両日に互り反復之を攻撃せり、一方、同五日洋心の敵根拠地ミッドウェーに対し猛烈なる強襲を敢行すると共に、同方面に増援中の米艦隊を補足猛攻を加へ、敵海上及航空兵力並に重要軍事施設に甚大なる損害を与へたり（中略）、現在までに判明せる戦果、左の如し

一、ミッドウェー方面

（イ）米航空母艦エンタープライズ型一隻及ホーネット型一隻撃沈

（ロ）彼我上空に於て撃墜せる飛行機約百二十機

（ハ）重要軍事施設爆破

二、（中略）

三、本作戦に於ける我が方損失

（イ）航空母艦一隻喪失、同一隻大破、巡洋艦一隻大破

（ロ）未帰還飛行機三十五機

さらに、六月一五日午後四時三〇分にはこれに加えて、「曩に発表せるミッドウェー強襲における戦果中に、甲巡サンフランシスコ型一隻及米潜水艦一隻撃沈」⁽²⁾右強襲において撃墜せる飛行機は約百五十機なること判明せり」という追加発表を行な⁽²⁾った。

また、昭和一九年一〇月一二日一七時二〇分の発表から連日、台湾沖航空戦（一〇月一二日から一六日の）戦

果の公表を行っており、一〇月一五日の発表は以下の通りであった。⁽³⁾

台湾東方海面の敵機動部隊は昨十四日来東方に向け敗走中にして、我部隊はこの敵に対し反復猛攻を加へ戦果拡充中なり、現在迄に判明せる戦果（既発表のものを含む）左の如し

轟撃沈 航空母艦七隻 駆逐艦一隻（註）既発表の艦種不詳三隻は航空母艦三隻なりしこと判明せり
撃破 航空母艦一隻 戦艦一隻 巡洋艦一隻 艦種不詳十一隻

周知のように、これ等の公表内容は今日では事実とは異なる内容であったことが知られている、実際には、ミッドウェー海戦では米軍側に対する「航空母艦一隻沈没」「駆逐艦一隻沈没」「航空機一四七機撃墜」という戦果と、日本側の「航空母艦四隻沈没」「重巡洋艦二隻沈没」「航空機三二二機損失」という全くの異なった内容であった。また、台湾沖航空戦が航空部隊からの戦果判定報告通りであれば、アメリカ機動部隊は壊滅寸前であるはずだったが、一六日一〇時三〇分「空母七隻、戦艦七隻、巡洋艦十数隻」が高雄沖で発見された。このため戦果判定の見直しが行なわれ、「空母四隻程度」の戦果と見直されたが、公表はそのまま以前の間違った戦果判定のまま行なわれることとなった。実際の戦果は米軍資料によると、「損害を受けたのは、空母三隻、巡洋艦四隻など」であった。⁽⁴⁾

ミッドウェー海戦はその後の戦局を変える重要な海戦であったが、最重要の戦果報告に関して、国民に知らせなかつたばかりか同じ軍部である陸軍にすらその詳細を伝えなかつたのである。また、台湾沖航空戦の結果を陸軍がそのまま信じたことで、それまで準備が重ねられてきた「ルソン決戦」の方針が、「レイテ決戦」へと戦略を急に転換せられることになったのであった。これは、結果的には主戦力を急遽レイテ方面に移動させることとなり、必然的にその後のフィリピン攻防戦の主戦場となるルソン島において戦力の不足が足を引っ張ることとなるなど、各方面に大きな影響を与えることになった。

このように海軍は、情報の隠蔽・秘匿という情報統制、さらには大戦果の公表という情報操作を、太平洋戦争

中に戦局の悪化に伴って数多く行なっていた。このような国内に対する情報操作は、その後戦局が好転することになかったこともあり、恒常的に海軍では行なわれることとなった。それではこのような傾向は太平洋戦争のいつ頃から始まっていたのであろうか。戦争がそれ以前の歴史的背景やそれらの積み重ねによる「結果」として発生しているとするならば、この国内に対する情報政策についても、これを「結果」と見るならば、遠因もしくはその始まりがそれ以前の時代に遡るものと考えることができる。

今回、その遠因・端緒として軍縮期末期、すなわち一九三〇年代中ごろの時期に求めたいと考えている。この時代の海軍を取り巻く状況は、ワシントン・ロンドン両海軍軍縮条約で米英に対する海軍兵力量が制限されていた時期にあたる。海軍としては、この条約内容は対米戦構想上認められる内容ではなかったため、次期海軍軍縮会議で日本側の主張が入れられなかった場合は、ワシントン体制からの離脱することを明確にしていた時期であった。日本全体からみれば一九三一年の満州事変以降、大陸進出と国際的孤立化（一九三三年には国際連盟脱退）への道を進みつつあり、ファシズム体制が確立されつつある時期であった。

ワシントン体制は一九二二年の条約成立以来、大正時代から昭和初期という日本における時代の転換期、すなわち大正デモクラシーから軍国主義への移行期にかけて存続し、一九三六年末を以って終焉を迎えたわけであるが、そのような転換期であるがゆえにその情報政策にも変化が見られる。特に満州事変以降の軍事に関する情報の重要性の高まり、あるいは軍部を中心としたファシショ化の諸施策、無条約時代（一九三七年以降）と日中戦争の勃発（一九三七年）とその長期化、そして太平洋戦争へと続く時代の中で、対国内向け情報政策が維持されやすい状況を作り出したと考えられるので、海軍における国内への情報政策の始まりを軍縮条約末期に求めることとした。これ以前からも情報統制等は海軍において行なわれていた可能性はあるが、太平洋戦争に繋がる情報政策の直接的原因という意味においては、軍縮期に求めるのが妥当と考えたわけである。

この実態を知る上で今回詳細に見て行くのが、演習事故とその事後処理における海軍省のマスメディアに対す

る対応である。通常、軍事に関するものであれば機密扱いにすることで事実の隠蔽が図れるが、演習事故に関して言えば、内容は純軍事的で機密性は高いものであるが、艦船の損傷に対する修復、代艦建造等予算が発生する関係上、またそれ以上に兵卒の死傷者が発生することもあり事実隠蔽が困難な部類の情報でもある。ただ、時代背景によって情報のどこまでを公表するのかその対応も自ずと変わってくるわけで、事実をそのまま公表する場合と、情報操作あるいは情報統制をすることで公開内容の局限を図る場合とは、その対応の違いは事故の発生状況や時代背景が多分に影響する。

今回は一九三四（昭和九）年に発生した「深雪・電衝突事件」と、その事後処理について詳細に見てゆく中から海軍省の情報統制および情報操作の実態を究明してゆくとともに、それ以前の演習事故、さらにはそれ以後の演習事故の海軍省の情報政策を明らかにし、この事件の歴史的意義、さらにはこの時期の情報政策のその後の歴史における役割を、当時の時代背景を考慮しながらその意義を明らかにしていきたいと考える。また逆に、この情報政策に対して軍縮条約が果たした役割を明らかにしてゆきたいとも考えている。さらには、このような秘匿などの情報統制よりも一般的に行なわれてきた検閲、新聞記事の差し止め等のマスメディア統制、また、それとの比較を行い、この種の統制がどのような場合に適用されてきたのか、その違いも併せて考察したい。

先行研究に関しては、情報政策について言えば内容の重要性に比べて極めて少ないというのが現状である。その理由の一つとしては内容の性格上史料が限られているということが一番大きく影響していると考えられる。情報政策についての研究の一つに、海軍のプロパガンダの実相を第一次ロンドン軍縮会議及び第二次ロンドン軍縮会議における海軍兵力量確保に関する世論支持獲得に向けた宣伝活動という点から考察した福田理「一九三〇年代前半の海軍宣伝とその効果」⁵⁾が挙げられる。また今回の研究に直接関係する研究に、山本政雄「第六潜水艇沈没事故と海軍の対応―日露戦争後の海軍拡張を巡る状況に関する一考察―」⁶⁾がある。一九一〇年の第六潜水艇沈没事故におけるその後の詳細な調査と海軍当局の事後処置と違い、定説としては艇長を神格化していることに対

してのギャップから、当時の不祥事に対する軍内部組織での解決と、一方で国民に対する意図的な事実の隠蔽・歪曲による喧伝をしていた事実を明らかにしている。特に、当時の海軍を取り巻く状況（軍拡に対する財政上の制約、反軍的社会主義運動等海軍軍備政策に対する逆風）下において、第六潜水艇艇員の殉職と艇長の遺書が海軍当局によって絶好の宣伝材料として利用されたことから、事故の真相が明らかにされなかったということとは、情報統制と情報操作の事例として非常に注目される。

なお、このテーマの考察にあたり、主に使用した「海軍省公文備考」とは、海軍省が明治九年から昭和一二年までの公文書を編纂した史料であり、各年ごとに公文書がそれぞれ「教育」「艦船」「兵器」「人事」等二十種類の項目に区分して綴られている。現在は防衛庁防衛研究所図書館に保存されている。

註

- (1) 昭和一七年六月一日 『東京朝日新聞』朝刊。
- (2) 昭和一七年六月一日 『東京朝日新聞』朝刊。
- (3) 昭和一九年一〇月一六日 『東京朝日新聞』朝刊。
- (4) 防衛庁防衛研修所戦史室 『戦史叢書 海軍航空概史』（朝雲新聞社、一九七六年）三九六頁。
- (5) 防衛大学校防衛学研究会 『防衛学研究』三三卷、二〇〇五年。
- (6) 防衛研究所 『防衛研究所紀要』七卷、二〇〇五年。

第一章 軍縮期という時代

第一節 日本海軍と軍縮期

軍縮期とは、大正一〇（一九二一）年一月一日から翌年二月六日まで行なわれたワシントン会議において締結されたワシントン海軍軍縮条約に始まり、昭和一一（一九三六）年二月三十一日にこの条約および昭和五年に締結されたロンドン軍縮条約が失効するまでの時期をいう。ワシントン会議ではこの他四カ国条約、九カ国条約が締結され日本を含め太平洋沿岸地域に権益を持つ諸国はその新たな秩序に組み込まれることとなる。それがワシントン体制であった。これ以前の大正八（一九一九）年にヨーロッパではベルサイユ条約による体制が確立しており、これ等の新体制は第一次世界大戦後の列強中心、特に米英主導の平和秩序を成し遂げるにいたった。

この体制が成立したのも第一次世界大戦という大量殺戮、総力戦という大規模な戦争を経て、世界中で平和を支持する声が高まったことが大きく影響していたが、それに加えて、大規模戦争の原因でもある軍備拡張競争が活発に行なわれていたことで、それが国家間の緊張を高めるだけでなく、国民負担の増大を引き起こしており、国家にとっても軍事費に対する財政負担が看過できなくなるなど各国で問題になっていたことが挙げられる。

特に、第一次世界大戦の戦勝国であり、この戦争を通じて大きく飛躍した日本とアメリカの間、あるいは海軍力において二国標準政策を採る世界一の海軍国イギリスとの間において非常に激しい建艦競争が第一次世界大戦以前から続いて、戦後もその激しさを増して続いていた。三カ国ともインチでも大きな大砲を載せた軍艦を一隻でも多く建造しようと予算の限りを尽くして建艦に勤しんでいたが、流石の大国においてもその財政負担が無視できなくなるまでに至って、アメリカ大統領ハーディングの提案により軍備拡大の抑制について話し合われることとなったのがワシントン会議での軍縮条約締結へと繋がって行った。

そもそも、なぜそこまで海軍力の拡張を競って行なっていたのかというと、アメリカの海軍軍人であったアル

フレッド・マハンが提唱した「海上権力」論が各国で受け入れられていたことが一番影響している。これによる海軍力や生産力などを合わせたその国の総合力による制海権の獲得が帝国主義を基礎とした膨張主義的な世界政策を成功させる要であるとされていた。日本も含めてこの理論は世界で受け入れられ、その中でも特に重要な位置を占める海軍力の増強に各国とも躍り上がっていたことが激しい建艦競争へとつながっていった理由として挙げられる。

日本の場合、この時期の一般会計（臨時軍事費は除く）に占める軍事費の割合は大正八（一九一九）年以降四〇パーセントを超えており、八八艦隊案が成立した後の大正一〇（一九二一）年には四九パーセントに達し、海軍費だけでみてもその割合は三一・六パーセントという状況で、国家予算の半分が軍事費、更にその半分以上が海軍の軍事費に当てられるという異常事態に至っていた⁽²⁾。その中でも大正九（一九二〇）年には、海軍における宿願であった八八艦隊案の成立がそのピークであったことは明らかである。一方、この八八艦隊（戦艦八隻、装甲巡洋艦八隻を基幹とした艦隊）の建設とその維持は国家予算の半分以上が軍事費、あるいはさらに増え、その後も続くことを意味しており、早晚財政破綻は必至という状況であったこともまた明らかであった。このような状況に対して当時の日本の国力では他の列強に対抗し得ないことは明白であった。

この国内の状況を的確に把握していたからこそ、加藤友三郎海相は海軍大臣でありながら部内、特に随員であった加藤寛治中将などの反発を抑えて、米英に対して劣勢な比率に甘んじるとも条約成立を優先させる決断を下すわけである⁽³⁾。その結果、その後軍事費の財政負担は抑えられることになり、大正一二（一九二三）年度の軍事費の割合は三二・八パーセント、その後一九二四年から一九三〇年まで軍事費の割合は二七・二九パーセントで安定するなど、軍事費の削減により財政破綻の危機は乗り越えられた⁽⁴⁾。しかしながら、海軍内には加藤海相のように大局的な立場から条約に賛成した条約賛成派（後の「条約派」）と、純軍事的観点から条約に反対する反対派（後の「艦隊派」）への分裂、特にその反対派が時代の推移とともに強力になってゆき、「帝国国防方針」の第二

次改定において日本（陸海軍共通）の第一仮想敵国として「米国」とされたように対米英硬化へと傾斜し、また海軍省優位の伝統から部内統制のバランスが崩壊へとつながり始めるきっかけとなり、これは後のロンドン海軍軍縮条約での統帥権干犯問題を経て、昭和八（一九三三）年の「海軍軍令部条例」改正や「省部業務互渉規程」改定による軍令部の権限が強化されたことにより完全にバランスは崩されることとなっていく。さらに加えて、合理主義的性格の強かった海軍内に精神主義が強まり始め、無謀な猛訓練、バランスを無視した攻撃優先の艦艇・兵器設計などへとつながるなど軍縮期にはそれ以前の海軍とは明らかな変質を及ぼすこととなる。特にこれら変質の原因としては、軍縮条約における劣勢比率も一つにはあるが、それ以上に当時の対米戦構想への固執にあったと言える。当時の対米戦構想の基本は「漸減邀撃作戦」と、そのための「対米七割戦備」であった。

日露戦後、海軍にとって敵となり得る敵国としてはほぼアメリカ一国に絞られることになったが、「漸減邀撃作戦」はそのアメリカに対しての作戦であり、基本的には日露戦争における日本海海戦の再現であった。広い海を敵が侵攻してくる間に少しでも敵の勢力を削り、疲弊したところで決戦により日本近海で迎え撃つことで一気に戦争の勝敗を決めるといふ作戦である。元々劣勢勢力である日本が唯一採ることのできる作戦として絶対視されており、この作戦の絶対条件として平時より相手に対して最低でも七割の兵力を保持することが求められていた。つまり対米七割戦備の崩壊は海軍の唯一絶対の対米戦構想の崩壊を意味していたが、周知のように、ワシントン海軍軍縮条約ではアメリカ、イギリスに対して主力艦に関して六割に押さえ込まれることとなった。この一割のために海軍部内は条約に対して猛烈な反対をしたわけで、その後主力艦の足りない一割を巡洋艦以下補助艦で補おうとするための新たな軍備拡張が進められることとなる。また、数の不足を練度で補おうとして、所謂「月火水木金」と呼ばれる「猛烈」な訓練が行なわれてゆく。

この地道な取り組みにしても、昭和五（一九三〇）年のロンドン海軍軍縮条約で巡洋艦が対米英六割などさらなる締め付けにより、更に変質をきたしてゆき、制限外艦艇の重武装化、条約反対派である「艦隊派」の強力化

などへとつながってゆく。また、補助艦艇にまで制限が加わったこと、特に対米英六割に抑えられたことは必然的に訓練の重要性を増すこととなり、それまで大小の事故が発生していたにも拘らず、「猛烈」な訓練は軍縮条約の規制がある限り絶対的なものとして認識されていたことは見逃せない。

いずれにせよ、海軍は軍縮期を通じて対米戦構想の見直しができなかったばかりか、これに固執したことにより、軍政が軍令に対して優位で部内がまとまり、軍人は基本的に政治不介入というイギリス海軍から学んだ伝統が崩壊してゆくなど、海軍の変質の原因がここに大きくあるように見られる。少なくとも、軍縮期は海軍にとって大きく変化をすることになる時期であったことは確かである。それは、以上見てきたようなこと以外にも、建軍以来拡大を続けてきた海軍がその拡大のペースを鈍らせることとなる唯一の時期であること。また、山本権兵衛・加藤友三郎など強力な統制力を持つ指導者が居なくなり、代わりに日露戦争の教訓を墨守するだけの官僚主義的な組織へと変わって行く時期であったということからも見る事ができる。

このように、一九二〇年代から三〇年代という軍縮期は海軍においてその転換期であったことが分かる。では次に、この当時の一般的な状況について、特に本論文で中心となる一九三〇年代前半における情報政策という観点から、言論界及び言論統制の実情に関して概観してゆくこととする。

第二節 軍縮期末頃におけるマス・メディア統制の実情

軍縮期後半頃、特にここでは昭和六（一九三一）年の満州事変前後からの言論界の状況や情報に対する規制に対する動きを窺うことで、当時の時代背景を概観していきたいと考える。特にこの満州事変は、第二次世界大戦を前にした時代の情報規制におけるターニングポイントとなったという意味では重要な事件であった。

満州事変の直前の頃は、対外的には昭和三（一九二八）年六月四日の張作林爆殺事件（満州某重大事件）以来、

陸軍が強力に推し進めていた大陸進出政策に対して抗日排日運動の波が高まり、それに合わせて日本の対中国貿易は深刻な打撃を受けていた。国内的にも張作霖爆殺事件が原因で総辞職した田中義一内閣に代わって、浜口雄幸内閣が誕生したものの、輸出の振興と不況の打開を目指して昭和五年一月一日に行った金解禁が、前年一月二四日ニューヨークのウォール街における株価の大暴落に始まる世界的な恐慌と、禁止前（一九一七年）の割高の平価（旧平価）により解禁が行なわれたことで為替相場が急騰することとなり輸出は激減した。これにつれて物価・株価が暴落し、アメリカ市場に依存していた生糸相場の暴落、さらには豊作見こしの米価の暴落など、田中内閣の金融恐慌に続いて昭和恐慌が一気に進行していった。

この満州事変が勃発する以前の言論界は、軍部に対しての態度は概ね「反軍」までには到らないまでも、軍縮擁護と満州事変に到るまでの日中対立・満蒙対策に対して批判的に見る風潮で一致していた。特に軍部批判の急先鋒であったのは「大阪朝日」「東京朝日」などの「朝日新聞」で、社説などを通じ陸軍の独走を痛烈に批判する記事を載せていた。昭和六年八月三、四日に行われた軍司令官・師団長会議において南陸相が行なった訓示の中で、「門外無責任の位置にあるものが、ややもすれば軍部が国家の現況に盲目にして不当の要求を敢えてするが如く観察し、妄りに軍備の縮小を鼓舞し、国家国軍に不利なる言論宣伝を敢えてす」という発言に対し、「大阪朝日」の八月八日の社説「軍部と政府」では、「少なくとも国民の納得するような戦争の脅威が、どこからも迫っているわけでもないのに軍部は、いまにも戦争がはじまるかのような宣伝に努めている。今日の軍部はとかく世の平和を欲せざるごとく、自らことあれかしと望んでいるかのように疑われる」などと軍部、特に陸軍の独走振りを批判している⁽⁷⁾。

軍縮の問題に関しても、満州事変勃発の前年の昭和五年に行なわれたロンドン海軍軍縮会議の結果締結された軍縮条約が大体において好意的に受け止められていた。同年四月五日の「大阪朝日」は、ロンドン軍縮条約に対する政府の回訓に対して「日本が妥協案を受諾せるは、決して卑屈の讓歩にあらず。しかも英米両国民にあたえ

た好印象はこの譲歩を償てあまりあり、いわんや国民負担軽減の功大なるを思わば、わが方今回の措置はすこぶる賢明なり」と論じている⁽⁸⁾。

この軍縮条約に関連して、この頃の海軍と言論界の関係を示すものに「キャッスル事件」がある。この事件はロンドン軍縮条約が調印された頃から流れた噂に始まるが、条約の日米間の調整を図るために日本に特派されたアメリカ大使キャッスルが、三百万円を言論界に振りまき日米妥協案に賛成させたという内容のもので、この大金を東京の言論界にばら撒いた元締めが朝日新聞の緒方竹虎、毎日新聞（東京日日新聞）の岡崎鴻吉、時事新報の伊藤正徳の編集局長達であったとされ、これらの金は都下新聞社のほとんどの新聞社の編集幹部に配られたとされていた。この噂は勿論でたらめであったが、まことしやかに政界、財界に広がり容易には消えなかった。当初この噂に対しては「笑殺する態度⁽⁹⁾」を採っていた伊藤正徳などの当事者達も、「帝国新報」が大々的に報道するにいたってこれを看過できない状況になり、緒方の提案で岡崎・伊藤らは「帝国新報」を名誉毀損で告訴する事態にまで発展する。検事局がこれを取り上げて訴訟となり、幣原喜重郎外相、加藤寛治軍令部長、海相の代理に山梨勝之進次官などが証言のために出廷を求められるなど大々的に調査されることとなった。一審では体刑と罰金となり、その後被告人死亡により立ち消えとなるまでに三審まで行なわれたが、調査の結果この噂の出所が軍令部の提督であることが分かっていった。これにより裁判の進行とともにこの流説も消えてゆくこととなったが、一般国民、言論界の不信感が増大して、「キャッスル事件が軍令部首脳のでっち上げ宣伝であることがしだいに確實となるにつれて新聞人はいよいよ彼らを軽蔑し、やがて憎悪するようになった⁽¹⁰⁾」という。

ここまで見てくると、当時の新聞を始めとした言論界が自由に軍部批判を展開していたかのようにも伺えるが、全く統制がなかったという訳ではなく、実際には厳しく多岐にわたって言論統制法が整備されていたこともまた確かであり、具体的には一九〇九年制定の「新聞紙法」、一八九三年制定「出版法」及び一九二五年制定の「治安維持法」がこの時代車の両輪として言論の自由を規制していた。その中でも特に言論界に影響を与えていたのは

新聞紙法であつた。

新聞紙法は新聞発行と同時に内務省に二部、地方庁、地方裁判所検事局などに各一部の納本が義務付けられており、納本された新聞は内務省、警視庁、地方の特別高等課などにおいて検閲されていた。この時に内容において、「内務大臣は新聞紙掲載の事項にして、安寧秩序を紊し、または風俗を害するものと認められた時はその販売頒布を禁止し、必要な場合はこれを差押えることができる」と新聞紙法第二三条で規定しており、「安寧秩序紊乱」「風俗壊乱」が検閲のポイントであつたことが分かる。販売が差し止められる場合、新聞社にとっては大きな損失が生じるため、できる限りこれを避ける努力が払われていた。実際には重大事件が発生した場合には内務省警保局などから事前に禁止される事項が新聞社に通知され、その範囲内で記事を書き新聞を編集していた。この通知にも強弱があり、具体的には

イ、示達：当該記事が掲載されたときは、多くの場合禁止処分に附するもの

ロ、警告：当該記事が掲載されたときは、時の社会情勢と記事の様態如何により禁止処分に附することあるやも計り難きもの

ハ、懇談：記事が掲載せらるゝも禁止処分に附せずと雖も、新聞社の徳義心に訴へて掲載せざる様希望するもの

という三パターンに分かれていた。

このような掲載禁止事項は広範囲で多岐にわたっており、例えば「軍事に関し陸海軍大臣の禁止、又は制限したる事項」「外交に関し外務大臣の禁止、又は制限したる事項」「安寧秩序を紊乱する事項」などがそれで、特に「安寧秩序紊乱」に関しての検閲基準は、「皇室の尊厳を冒瀆する事項」「国軍存立の基礎を動揺せしめ或は其の統制を紊乱する事項」「軍事上外交上重大なる支障を来す機密事項」など軍事関係だけでも二重三重に網が張られており、広範な内容で法解釈が無限に広げられる特徴があつた。

ただ、この時期は護憲運動に始まるブルジョア民主主義のない社会主義的な思想、運動を背景に新聞紙法や出版法の改正運動が大正時代以来活発になってきており、特に大正七（一九一八）年の原敬内閣の出現以後「立憲的」（帝国憲法下での）自由化要求が高まっていた。この自由化、すなわち政治的自由化運動は普選運動となり、政府も一定の妥協を図り、やがては第五〇議会において普通選挙法が成立したものの、これには治安維持法という自由な政治活動、思想運動を規制する法律も同時に成立している。このような状況下で新聞紙法、出版法においても改正の動きが具体化していくこととなり、大正一五（一九二六）年の第五一議会、翌昭和二（一九二七）年の第五二議会における「出版物法案」が提出されることとなった。

この法案は従来の新聞紙法及び出版法を整理統合・一本化した法案で、それまで政党や言論界より強く要望があった掲載禁止事項の列挙主義形式及び、内務大臣の行政処分の際どこが処分該当事項であるのか指摘することを要件とした点に特徴がある。この要望を受け入れたことは政治的な妥協であったが、実質的には治安維持法と歩調を合わせた取締規定を整備するなど、むしろ言論規制法を改悪強化した内容であった。このため政党、言論界の強い反発を受けることとなり、第五一及び第五二議会では審議未了のままこの法案は立ち消えとなった。内川芳美『現代史史料四〇 マス・メディア統制（一）』は、マス・メディア統制法令の立法化の動きの中で、この時期を「第一次大戦後、普選運動を突破口とする政治的『立憲化』要求を一方で受け入れつつも、他方で治安維持法の立法化によって、伝統的な絶対主義的政治体制の温存強化をはかろうとした時期」と位置づけている。

これら動きからも当時言論界が強い影響力を持っていたことが垣間見え、軍縮期満州事変以前の時代においては軍部の積極的大陸進出政策及び反軍縮の意思とは反対に、言論界などでは軍縮条約賛成、反陸海軍というムードが強い時代であったといえ、特に言論に対して法整備はされていたものの実質的に強く規制が加えられていたということではなく、むしろ言論界の方が強いとさえ見ることができ、大正時代から続いてきたデモクラシー的な風潮がまだ残っていた時代であるといえる。しかし、この後満州事変を契機として次第に規制が強化されてい

くとともに、言論界においても変化が見られるようになっていくことになる。日中戦争勃発までの「満州事変を契機として、さらに、五・一五事件、二・二六事件などのテロルを媒介にして、ファシズム体制化の準備過程が進行した時期」⁽¹⁵⁾がそれである。

昭和六（一九三一）年九月一日、中国の奉天郊外の柳条湖付近において満鉄の線路が爆破されたことに端を発する「満州事変」は、戦後の東京裁判においてこの事件が関東軍の謀略によるものであったことが明らかにされたが、事変勃発当初より軍部も政府も中国軍による破壊行為であることを公表していた。新聞を初めとする言論界は、事変発生直後より大々的な報道合戦を展開、連日のように号外を発行し、満州に特派員を派遣するなど新聞社の総力を挙げた一大報道体制を確立するとともに、寄付金の募集や特別展、付録の添付などの一大キャンペーンを実施しており、新聞社は「戦争」という最大の販売部数拡大のチャンスに大々的な報道を展開した。

「朝日新聞」を例にとっても、号外は九月一日より翌昭和七年一月一〇日まで一三二回、九月二二日には「満蒙早わかり」、九月二七日には「国際関係早わかり」などの大付録などが添付されたほか、活動写真班によるニュース映画も日本各地で公開され、募集した慰問金の総額は三八万円あまり、昭和七年一月二五日には「東西朝日新聞満州事変新聞展」が開かれ、朝日新聞の満州事変報道の規模の大きさを紹介した展示会が開かれた⁽¹⁶⁾。

ただ、このような大々的な報道によって軍部が謀略によって作り出した既成事実を無条件に追認することとなったばかりか、国民の愛国心や排外的ナショナリズムをあおる結果となったと言え、軍部の情報コントロール下における一方的、一面的に行なわれる大々的な報道によって結果的には国民を国際的視点に対しては盲目にしてしまい、これはやがて国際連盟脱退に対しての賛成の風潮、あるいは軍縮体制からの離脱をそのまま受け入れる風潮など国際的孤立へと繋がっていくことになる。

社説に関しても、内容がそれまでの軍部批判から満州事変擁護という軍部支持の内容に一八〇度の転換が見られた。それまで軍部批判の急先鋒であった「朝日新聞」においても、九月二六日「大阪朝日」社説「断じて他の

容喙は無用、帝国政府の満州事変声明、正当なる我權益擁護のみ」や、九月二十九日「連盟と満州事件」など、事変の正当性を主張する軍部の意思を代弁、支援する内容の社説を掲載しているほか、一〇月一日の「大阪朝日」社説「満蒙の独立、成功せば極東平和の新保障」では、それまで「中国ナショナリズムの積極的肯定という理念と東北各省は中国の一部という事実認識」として批判的であった満蒙独立論を捨て去って、一転支持した内容に変化している。

これらの新聞社の動きを、前坂俊之は『太平洋戦争と新聞』で

①記事としての大々の報道、連日の号外、写真ニュース、映画の上映といった大々的な報道で既成事実を次々に追認して、抜きさしならぬ状況を作り出していく。

②報道と並んで事業でも満州駐留軍への慰問金や朝鮮同胞救済のキャンペーンなどを多角的に行い、国民の事変への関心を盛り上げて、熱狂的な世論づくりを行い、関東軍と国民とのパイプ役を果たす。

③報道ばかりでなく、冷静であるべき社説でも軍を全面的に支持し、政府を苦境に陥れる。

こうした三位一体の協力ぶりが、逆に言論統制の道を開き、報道の自由の首をしめる結果を招いたのである。と分析しており、これと同時に新聞社の方針の一八〇度の転換の理由として「国家の重大事にあたって新聞として軍部を支持し、国論の統一をはかるのは当然だとするナショナリズム」と「不買運動」の存在を指摘している。満州事変以前に軍部批判を行っていた頃、この「不買運動」が軍部、在郷軍人会、右翼を中心として各地において頻繁に行なわれていたので販売部数の減少、伸び悩みに大きな影響を与え、特に「大阪朝日」においては深刻な問題であった。このため「大阪朝日」の重役会では新聞社経営の観点から満州事変支持という方針が決定され、一旦決定した「記事・紙面よりも経営優先」というこの方針はその後も記事の取り消し、謝罪要求、不買運動などの威圧、圧力が加えられていく中で顕在化し、内容も軍部追従、自己規制的となった。

また、昭和九年三月九日に発生した「時事新報」の武藤山治を狙った狙撃事件、同年四月二六日には「東京朝

日」に日本刀を持った暴漢が乱入するなど新聞社の人間を狙ったテロの続発や、クーデターの動きなどを経るごとに軍部や右翼への恐怖心から自己検閲、言論萎縮の道をますます加速させてゆくとともに、その間に言論に対する規制が強化されていったことも手伝って以前のような批判力を失わせてゆき、結果として国家総動員体制の確立の中で新聞は政府の完全な管理下に置かれてゆくことになる。軍部ファッショに対する批判も五・一五事件の頃に若干見られたものも二・二六事件の頃には全くと言っていいほどに無くなってしまふなど、満州事変以後軍部ファッショ化の中で新聞の言論は蛇口を絞められるようにその勢いを失っていった。

なかでも昭和一一（一九三六）年の二・二六事件を契機に新聞は完全に言論の自由を失うこととなったといえる。事件発生直後の戒厳令によって、完全な報道管制が敷かれたことで新聞は事件に関する報道がほとんどできない状況に陥ってしまう、そればかりか、直接的な批判をしなくなった新聞に対しては「新聞人が何ものかを恐れ、自粛して、言うべきことを言わぬ」義務の放棄⁽¹⁵⁾は以後も一層顕著になってくる。五・一五事件と比べ二・二六事件の論説は大きく後退し、軍部のテロを厳しく批判追及する言論はすでになかった⁽¹⁶⁾という状態に陥ることとなる。

以上見てきたように、新聞社を始めとした言論機関は、それ以前まで隆盛を極めた言論の「自由」（規制下での）を満州事変を契機として、その後の軍部ファッショの流れの中で、外部からの圧力と企業論理も手伝い批判力を失ってゆくばかりか、完全にその言論機関としての機能を失い政府及び軍部のプロパガンダ機関の一翼として機能していくこととなった。

しかしながら、これらは主に言論機関の側の体制的な変化の過程であるが、実際には政府及び軍部の規制も同時に行なわれていた事実もあり、これも同時に見てゆくことで両面的な視点からの言論界の状況が見られるものと考えられる。昭和九（一九三四）年一二月四日の第六六回帝国議会衆議院予算委員会において、政友会の牧野良三は言論の自由に関する問題質問をおこなっている。そこでは、「軍部ニ関スル意見ヲ発表シタ処軍部ノ非難攻撃ニ

遭ヒ事実迷惑ヲシテ居ル」とした上で、最近記事掲載禁止の数が著しく増加している事実を認めるかどうか、またその記事掲載禁止事項が軍部関係に属する数が多い事実を認めるかどうかを内務大臣後藤文夫に質問している。後藤内相は「アノ事変以来多少、増加致シテ居リマスコトハ事実」として認めて、軍部関係が多いことも「満州事変以来色々アリ」とその事実を認めた上で、これを「已ムヲ得ナイコト」であるとしている。これを受けて牧野はさらに質問をしており、その中で「内務省ノ図書検閲ハ殆ド軍部ノ出店ノ如キ観アリ」として内務省の検閲が実質的には軍部による直接的な検閲と変わらないと批判している^(註)。これに関して後藤内相はきっぱりと否定しているが、実際はどういう状況であったのだろうか。

表①は内務省において昭和一〇年に作成されたものであるが、それぞれ昭和元年から昭和一〇年までの「出版物禁止件数」「削除処分件数」「注意処分件数」を示しており、ここから読み取れることは「安寧事項」に関して満州事変以降急激にその件数を増していることである。前述の通り「安寧事項」に関しては、多岐に及ぶ広範な禁止事項が設けられているわけであるが、特にこの頃から「満州事変」「五・一五事件」など軍事、事件に関する禁止事項の強化が図られたこと、またその他にも「天皇機関説問題」、あるいは反体制的思想である「共産主義的思想」、「無政府主義的」思想や運動、反対にこれに対する右翼団体の運動などに関連する事例が多くを占めていることも含め、思想統制が厳しくなっていることも明らかである。

中でも、「出版禁止件数」昭和七年における「新聞紙」の項目（この項目は新聞紙法による禁止件数を示し、他の項目は出版法によるものを示す）の二〇八一件は、おおむね「満州事変」関連の禁止であり、この件数は前年の約二・五倍、昭和元（一九二六）年の約八倍であり、出版法も含めた安寧事項の総数である四九四五件は昭和元年の約一二倍で、昭和一〇年までの中では最多件数を示している。また、「削除処分件数」や「注意処分件数」にしても昭和七年以降「風俗事項」に関しては平年並みであるのに対して「安寧事項」においては爆発的な伸びを示していることが分かる。ただこの時代が「エロ・グロ・ナンセンス」と呼ばれるように、風俗事項に関して

も規制を受ける件数が増加傾向にあることも事実である。いずれにしる前述のごとく、このことから「満州事変」が言論に対する統制強化の転機となったことが示されるであろう。

実際に出された差し止め事項で見ても、昭和七（一九三二）年には満蒙（満州）事変に関する事項だけでも二十七件、具体的には「満州国交通政策上の重要事項」「満州国関税制度に関する事項」「満州国の国防問題に関する事項」などである。またこの他にも、この年欧米の注目を満州からそらす目的で一月二八日に関東軍の謀略により「第一次上海事変」が発生しており、この上海事変に関する事項が一四件、そのほか軍事的機密に関する事項が七件など、軍事関係とそれに付随する差し止め事項が非常に多く、これらの事項に関する記事は差し止めあるいは削除処分や当局から注意処分を受けるなど、国家的重大問題であるにも拘らず報道には規制がかかっていたことが分かる。これらのことから内務省の検閲が軍部の「出店」と化している状況にあると批判されるのも否めないように考えられる。

この表において注目されるもう一点としては、昭和七年を中心としたその前後の昭和六年から八年の新聞紙の安寧事項に関する差し止め件数激増以降の時期であり、前記の時期以降の昭和九年、及び一〇年は激減している点であろう。この点も含め、この時期の特徴に関してこの表を収録している内務省作成『昭和十年中に於ける出版警察概報』では、

昭和七年を中軸として其の前後の昭和六年、昭和八年が著しく件数を増加してゐるが此の事は日支事変、満州国問題に関する差し違反による処分の激増せると、左翼出版物が之に関連して反戦思想の宣伝煽動を為したに起因せるものと認められ、昭和九年の激減は是等事変や事件の終息に従ひ差し違反の減少せると、左翼運動は昭和八年の下半期以来急激的に衰退を為したことに伴ふ左翼出版物特に宣伝印刷物の大激減を為したに因るものと思はれるのである、然してこの現象は昭和十年に入るや一入深刻となり、さらに右翼運動の沈静が拍車となり一路減少傾向を辿るに至つたのである。

と、昭和九年以降の激減について満州事変などの終息や共産主義運動の壊滅によるものと分析を行なっているが、⁽¹⁵⁾ 実際にはこれに加えて先述のような「当局のきびしい取締まりで新聞、出版が自粛、注意したことなど」も原因として挙げられるであろう。

以上見てきたように、全体としてこの一九三〇年代前半の時期は言論、特に新聞においては大正デモクラシーという比較的規制の弱い時期の中で謳歌してきた「報道の自由」を失ってゆき、あるいは自ら手放していった時期であると同時に、それに反比例して軍事ファッショの高まりの中で当局における思い通りで強力な言論統制に拍車がかかった時期でもあるといえ、言論界の自壊と当局の規制強化という現象が同時期に見られるのがこの時代の特徴であった。

註

- (1) 基本的には「軍縮期」という用語に厳密な決まりはなく、条約成立時から始まるのが妥当とも考えられるが、会議が開始された当初より海軍を含め日本政府は八八艦隊を放棄しても軍縮条約成立（ただ、兵力差最低限度七割受諾を希望していた）で一致していたことを考えると会議自体を「軍縮期」の始まり見たほうが妥当であると考ええる。
- (2) 山田朗『軍備拡張の近代史―日本軍の膨張と崩壊』（吉川弘文館、一九九七年）八一頁
- (3) ワシントン海軍軍縮条約締結過程及び加藤友三郎と加藤寛治の対立に関しては、麻田貞夫「日本海軍と対米政策および戦略」（細谷千博他編『日米関係史、開戦に至る十年』、東京大学出版、一九七〇年）、小池聖一「ワシントン海軍軍縮会議前後の海軍部内状況」（『日本歴史』第四八〇号、吉川弘文館、一九八八年五月）、さらに両研究者の研究を再検討した岩橋幹弘「軍縮期における海軍の内部対立の再考察」（『軍事史学』

通巻一一〇号、錦正社、一九九二年九月）に詳しく、特に両加藤の対立に関してはそれぞれ意見に差異がみられる。

- (4) 前掲『軍備拡張の近代史―日本軍の膨張と崩壊』九一―九二頁。
- (5) この間の経緯は、黒野耐「昭和初期海軍における国防思想の対立と混乱―国防方針の第二次改定と第三次改定の間―」（『軍事史学』通巻一三三号、錦正社、一九九八年六月）に詳しい。
- (6) 海軍の対米戦構想に関しては、野村実「対米英開戦と海軍の対米七割思想」（『軍事史学』通巻三四号、並木書房、一九七三年九月）、平間洋一「日本海軍の対米作戦計画―邀撃漸減作戦が太平洋戦争に及ぼした影響―」（『軍事史学』通巻九九・一〇〇合併号、錦正社、一九九〇年二月）に詳しい。
- (7) 前坂俊之『太平洋戦争と新聞』（講談社、二〇〇七年）五五頁―五六頁。
- (8) 池田清『日本の海軍 下』（至誠堂、一九六七年）八二頁―八三頁。
- (9) 同右、八四頁。
- (10) 同右、八五頁。
- (11) 同右、八四頁―八五頁。
- (12) 前掲『太平洋戦争と新聞』三〇頁。
- (13) 内務省『昭和十年中に於ける出版警察詳報』（国立公文書館所蔵）三二七頁
- (14) 同右、二〇五頁―二〇六頁。
- (15) 内川芳美『現代史史料四〇 マス・メディア統制（一）』（みすず書房、一九七三年）解題九頁―一三頁。
- (16) 同右、解題一一頁。
- (17) 同右、解題一一頁。
- (18) 前掲『太平洋戦争と新聞』六三頁―六四頁。

- (19) そもそも今回の事件は支那兵が満鉄を破壊し危害を我に加えたるに端を發し、我軍は已むを得ざる緊急措置として自衛権の行使をなしたるものと解釈する以上、第二の事態拡大防止も、第三の領土的野心のためでは絶対にならないとも自ら証明されるのである。この三点が帝国政府の声明中に明記されてあることが国際連盟は勿論、外国の世論をして日本の行動を正当なりと諒解せしめるに至った所以である（以下略）
- (20) されば東三省人民の現在の苦境を救うために各省に新政権をおこし、これを打って一丸となし、一新独立国を建設することは、更に国際戦争の惨禍を免れるゆえんであって、極東平和の基礎を一層強固にするものでなければならぬ。吾人はこの意味において、満州に独立国の生まれ出ることについては歓迎こそすれ、反対すべき理由はないと信ずる（以下略）
- (21) 朝日新聞百年史編集委員会『朝日新聞史 大正・昭和戦前期』（朝日新聞、一九九一年）三八一頁。
- (22) 前掲『太平洋戦争と新聞』六八頁―六九頁。
- (23) 同右、六九頁。
- (24) 同右、二六一頁。
- (25) 海軍大臣官房『帝国議会海軍関係議事速記録 第二卷 下』（原書房、一九八四年六月）七一―九頁―七二〇頁。
- (26) 前掲『昭和十年中に於ける出版警察概報』二〇九頁。
- (27) 前掲『太平洋戦争と新聞』三四頁。

第二章 「深雪・電衝突事件」と事故処理

第一節 事件発生まで

駆逐艦「深雪」と同じく「電」は昭和九（一九三四）年六月二十九日、演習中に発生した不慮の事故により衝突することとなる。これが原因となり深雪は切断、その後沈没。一方の電もまた艦を切断するも別の艦に曳航されて修理を受けることとなった。この事件で死者四名、負傷者四名、行方不明二名を出した。

この事件は、それ自体においては演習中に発生した不慮の事故と見ることもできるが、この事故処理についてはやや不可解な点がある。また、その後このような事故に対する海軍の態度に変化が生じているように感じられる。そこで、態度変化の端緒という意味において、昭和九年公文備考における一連の「深雪、電衝突事件」に関する史料を詳細に見てゆくと、まずはこの事件を詳細に検証することとしたい。

事故は、昭和九年六月二十九日に済州島南方海面にて行われていた第四回連合艦隊基本演習において、午後六時ごろ第二水雷戦隊（司令官・阿武清少将）に属する第十一駆逐隊（司令・横山茂大佐）の駆逐艦「深雪」（艦長・大藤正直中佐）と、同水雷戦隊所属第六駆逐隊（司令・河瀬四郎大佐）の駆逐艦「電」（艦長平塚四郎中佐）が衝突したものである。当時、演習では煙幕を展開していたため（報告では濃霧の影響とするものも有る）視界が悪かった。海軍省公表（昭和九年七月一日付）によると以下の通りである。

海軍省公表 昭和九、七、一

触衝当時ノ状況ニ就テ只今マデ得タル報告ニ依レバ、聯合艦隊ノ基本演習中第二水雷戦隊各駆逐隊ハ、彼我煙幕裡ヲ敵ニ向ヒ猛進中、第六・第十一両駆逐隊ハ海上ノ濛氣ト煙幕ノタメ視界不良ノ折柄、高速力ニテ急激ニ接近スルニ到リ、両隊ノ一番艦タル電ト深雪ハ遂ニ触衝スルニ到リタルモノノ如シ
という状況であつた。

七月二日、第二艦隊司令官よりの報告「駆逐艦深雪及電衝衝事件概要の件報告」によると、演習は二九日一三時に始まり、一七時一〇分、両軍先頭隊が先ず視界に入り一七時三五分に主力部隊が砲戦を開始。当時は風向南西より風力約一〇m、海上は濛気及び長涛があり、視界狭小で一〇km内外で、この状況下で両軍補助部隊は狭い範囲の中で錯綜し、また甲軍飛行隊の乙軍主力部隊付近に展張した煙幕が、戦場中央付近に低迷するという状況であった。

電衝時の状況として、第六駆逐隊司令の電報報告と第十一駆逐隊司令の電報報告を記述した上で、第二水雷戦隊司令官の電報報告として以下の文が記されている。⁽²⁾

第二水雷戦隊司令官ノ電報報告

推定情況

電及深雪電衝時ニ於ケル情況ハ、第六駆逐隊ノ報告セル所ノ如ク而シテ之ヲ推定要約スルニ其ノ情況左ノ如シ

当日薄霧アリ視界ハ稍々不良、約一万二千米付近ニシテ襲撃ヲ困難ナラシムルモノト認めザリシモ、友軍ノ展張セル煙幕ハ相当広範囲ニテ且濃密ナルモノアリ

然レ共、当隊突撃下令時各駆逐隊ハ概ネ煙幕外ニアリテ所定ノ突撃進路ヲ取り得タルモ、残留葉煙幕漸次其ノ面積ヲ広大シ、且其ノ外縁付近ノ情況ハ当日ノ薄霧ト区別稍々困難ニシテ、且避退針路ト反航シツツ流レアリタル為、第六駆逐隊ハ煙幕ト気付カザル内ニ其ノ広大外縁部内ニ入りシガ、間モ無ク葉煙幕内ニアルヲ知リタルヲ以テ原速力ヲ以テ避退中、至近距離ニ衣笠ヲ発見之ヲ避ケ漸ク煙幕ヲ突破シタル時、至近距離艦首ニ深雪ヲ発見セリ

一方、第十一駆逐隊ハ第四戦隊第二小队ニ対シ、第二次襲撃後煙幕ヲ避ケ其ノ外側百米付近ヲ避退行動スル為、面舵一杯転舵回頭中左正横付近至近（三百付近）ノ煙幕裡ニ電ヲ発見セリ、両隊ノ全力ヲ画セル回避運

動モ効ヲ奏セズ、遂ニ電深雪触衝スルニ至レルモノト認ム

と、煙幕の中から出ようとした電が、煙幕の外にいた深雪と出会い頭に衝突したというものであった。これにより、深雪は艦橋直下から前方部分を切断、第一缶室から浸水、艦首部分は砲塔をつけたまま転覆、漂流。電は一番砲塔より前部を切断し、さらに右舷水線上に水平亀裂と四〇cmほどの破口が生じ、その他船体にゆがみが生じるなどの損傷を受けた。

演習計画では、今回の連合艦隊第四回基本演習の目的を甲軍乙軍それぞれ別々に定めており、統一の目的は無かったが、甲軍の演習における研究訓練項目⁽³⁾、

- (1) 昼夜ニ亘ル艦隊戦闘
- (2) 適切ナル会敵法

(3) 煙幕ノ積極的用法 (傍線筆者)

- (4) 昼夜戦ノ転換法
- (5)、(6) 省略

と、いうものと、一方の第二水雷戦隊の属していた乙軍における研究訓練項目⁽⁴⁾、

- (1) 昼夜ニ亘ル艦隊戦闘

- (2) 適切ナル会敵法

- (3) 昼夜戦ノ転換法
- (4)、(5) 省略

という内容を見ても、傍線部「(3)煙幕ノ積極的用法」以外は両者がほとんど同じ内容であり、全体としては昼夜戦の転換に重点を置いた内容の演習であったことが分かる。

昼夜戦の転換は、軍縮条約以降夜戦を戦術上最も重視していた海軍においては、この種の演習が数多く行われており、美保ヶ関事件の時の演習も同様であった。ただ、「煙幕ノ積極的用法」という点においては、この後に海軍大学校における対米作戦研究の中に見られる「Z戦法」という煙幕を活用した戦術のように、この頃新たに模

索されていた戦術のようである。この戦法は、海軍大学校において昭和十一年一月付で当時研究の一端をまとめた「対米作戦用兵に関する研究」という資料に記されており、この当時の対米海軍用兵思想を窺うに足る資料とされている。⁽⁵⁾

「Z戦法」は、駆逐艦が彼我艦隊の間に煙幕を展開して相手の視界を奪うとともに、味方突撃隊の突撃と回避を容易にし、また航空機部隊の煙幕により敵主力を折半分断するというものである。この第四回基本演習においても航空機による煙幕展帳がなされているなど、この演習とこの「Z戦法」との共通点が多いことなどから、この頃から連合艦隊において、もしくは海軍大学校との共同で煙幕の積極利用が模索されていたことがわかる。少なくとも、この当時重視されていた戦術であったことは確かである。

演習において甲軍は煙幕種別を三つに分けていた。先ず「個撃煙幕」、すなわち航空機による煙幕により主力の砲火を遮断し、その補助部隊を個撃するもの。次に「分撃煙幕」、すなわち決戦期に敵搜索隊を遮断してその一つを分断し、攻撃するもの。最後に「遮蔽煙幕」、すなわち煙幕駆逐隊により主力部隊の追撃肉迫に際して、敵の砲火に対してこの主力部隊を完全に遮蔽するものというように分けられていたのである。⁽⁶⁾そして、「展開後主隊ハ極力敵ニ近迫攻撃シ、巡洋艦戦隊及水雷戦隊ハ概ネ主隊砲火ノ掩護下ニ在リテ行動シ、突撃移転ノ令ニ依リ猛烈果敢ナル突撃ヲ決行ス」というものであった。⁽⁷⁾

確かに煙幕は有効であるが、保安上から考えると風向次第でどのように広がるかは予測が難しく、昼戦であっても敵味方双方が視界を奪われ、双方に混乱を来す恐れが非常に大きいという意味からも夜戦演習に準じる危険な演習であった。しかも当日の演習時刻、それまでは視界が良かったにも拘らず、夕刻より折り足悪く「濛気」、すなわち薄霧が立ち込め始めるといふこととなり、煙幕とともに演習海上の視界を妨げる原因となってしまうていた。

衝突は不慮の事故とはいえ、演習内容は美保ヶ関事件の時の演習のように危険なものであることには変わりはない。

なかった。ただ、注目すべきは一応の保安事項として、航空機に対する安全措置が取られている点であり、この点は昭和二年九月一二日「美保ヶ関事件」後の査問委員会を経て、演習に関する「海軍演習令」が改定されており、改定内容としてはほとんどが保安事項の追加だったという安全に対する美保ヶ関事件の教訓が生かされているようにも推測される。具体的には、昭和九年六月一八日付「機密聯合艦隊命令第五六号別紙 聯合艦隊第四回基本演習計画」に対する、命令改正である六月一九日付「機密聯合艦隊命令第一号ノ一五」によって、「昼間空中戦闘ハ一撃に止メ夜間空中戦闘ハ之ヲ禁ズ 夜間航空機は航空燈ヲ点出シ艦船上空ニ在リテハ左旋回トス 又已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外自隊上空付近ニ於テハ四〇〇米以下ヲ、敵上空ニ於テハ五〇〇米以上ヲ飛行スベシ」等々、模擬爆弾の種類などに至るまで、それまでの命令に明記されていなかった項目が追加されている。

第二節 事故への対応―現場の対応と海軍省―

一七時五九分に事故が発生（報告によつては一八時五分とするものもある）し、事故発生を報告した後一八時一四分に演習が中止されるとともに、直ちに人員救出作業と被害状況の確認が行われた。

「深雪」は艦橋前部を切断後、前方部分は転覆し、後方部分は浸水のため少し前方、及び左舷に傾斜しつつある状況であつた。これに対して、後方部分の浸水を止めるべく各艦より工作員を派遣して、浸水の遮防、重量物の移動・投棄（艦のバランスを保つため）などの作業が行われた。また、巡洋艦「那珂」を「深雪」に横付けにして、防水作業の援助と、「横抱き」による沈下防止策を執ろうとした。だが、当時の海面状況のため横揺れが激しく、作具が切断されるだけでなく、「那珂」との衝撃で却つて浸水を増加させる恐れがあつたこと、また、応急処置作業にも拘らず浸水は益々加わつていった。そして第三番連管付近まで海水が浸入してきたことを機に、これ以上の防水作業が不可能で、沈没を免れないと判断し、一九時三七分「総員退去」が命じられ、船員は「那

珂」に收容された。決死隊による防水扉蓋の閉鎖確認と、引き上げ時のための導索用浮標の取り付けが行われた。その後も浸水は続き二一時五三分に沈没した（報告によっては五五分とするものも有る）。沈没位置には「那珂」によって浮標が浮かべられた。切断された前方部分である艦首部は、駆逐艦「初雪」が曳航しようとしたが、「作業至難」ということで監視するのみであったが、その監視中に濃霧の来襲によって三〇日夜半に艦首部を見失ってしまう。その後「初雪」他各艦により捜索がおこなわれたが発見には至らなかったため、これは沈んだものと判断されている。

一方の「電」は浸水遮防作業が功を奏し、駆逐艦「白雪」が曳航しようと試みるが、索具が切断するなど駆逐艦では曳航不可能と判断され、翌朝三〇日六時巡洋艦「那珂」が曳航することになった。佐世保へと向かい、七月一日一五時佐世保からの佐世保鎮守府救援隊に引き渡され、一六時佐世保軍港へ入港。その後「電」は事故による損傷情況の調査とその修復が行われることとなる。

この事件発生から二日後の七月一日付の文書「第二艦隊訓示第四号」が残されている。これは、第二艦隊司令長官高橋三吉中将の訓示であるが、恐らくその対象は第二艦隊に対してのものと思われる。その中でも、

過般、後期訓練集合ニ際シ本職ノ諸官ニオ話セシ通、吾人ハ東郷元帥ニ依リ發揮サレマシタ我海軍ノ伝統ヲ層一層發揚シ、殊ニ華府条約以來寡ヲ以テ衆ヲ破ランガ為、部内上下ガ一致協力心血ヲ注イデ遣ツテ居リマス此ノ種ノ訓練ハ、最近ノ国際時局ニ鑑ミマシテ、愈昼夜ヲ問ワズ難キヲ顧ズ如何ナル危険ニ直面シテモ之ヲ遣ラネバナリマセヌ

然モ人命ハ大切ニセネバナリマセヌコトハ勿論デ、尚此ノ如キ精銳ナル兵力ヲ損失スルコトハ、吾人ノ極力防避セネバナラヌ所デアリマス

今回ノ事件ハ、蓋シ当事者ニ於テ人事ノ最善ヲ画サレタル上ノ事デアアルノハ勿論デアリマスガ、此ノ際殊ニ意氣ノ沮喪ヲ戒メ、其ノ災禍ヲ転ジテ将来有事ノ捷因トナサシムル様、其ノ貴重ナル教訓ヲ全幅活用シ、特

ニ冷静ナル頭脳ト而モ、保安上最モ敏感ナル処置ノ習熟ニ就テ一層演練指導セラレ、以テ我海軍トシテ何ト
言ツテモ已メルコトノ出来ナイ此ノ種ノ演練ニ於テ、凡ユル危険ヲ無事ニ突破解決シ意気込ト実力トガ完全
ニ一致シテ、茲ニ初メテ真ニ根底アル必勝ノ信念ヲ確保シ得ル所以ヲ充分ニ部下ニ徹底セシメ、愈士氣ノ振
作ニ努力セラレンコトヲ切望スル次第デアリマス

という部分の内容⁽⁹⁾に関しては、美保ヶ関事件の後の昭和二年八月二七日に連合艦隊司令長官であった加藤寛治大
将が舞鶴の水交社支社において行った訓示の内容⁽¹⁰⁾と同様のものとなっている。

之れを要しまするに、五、五、三比率協定以来、我海軍の上下が心血を注いで遣つて来た先日の如き演練は、
益々遣らねばなりません。然も人命は大切にせねばならず、愈々危険なる演練を強行して、艦も人も全きを
得ますが為、此上にも尚々吾々の心血を注がねばならぬ所は次の諸点の修養訓練にあり、又此の如きは無形
の力を事前に養ひ、之れに頼むより外、危険防止の道はないと思ひます。(中略)他の列国海軍に卓越し、三
対五の戦鬪に必勝を得る実力を養ふには、訓練にも教育にも修養にも全海軍挙げて、他の追従を許さざる超
凡の力を用ゐねばならぬ。普通以上の難きを求め、之を無事に撃破解決し始めて意気込と実力とが一致する
と思ひます所から、今後の為、諸官の協力一致の覚悟を冀ひました次第であります。

昭和二年の事故から七年近くが経過しており、訓示という将兵の士気を鼓舞するという性質の強いものである
が、これほど似通つた内容であると、美保ヶ関事件から種々情況の変化や数々発生している演習時の事故にも拘
らず、上層部における演習に対する考え方が、基本的には余り変わっていない事がこの訓示の内容から分かる。

東京の海軍省にこの事故の知らせが届いたのは、事故発生から二時間後であった。第一報は連合艦隊の旗艦戦
艦「金剛」において一九時三〇分に作成され、四七分に発信、二〇時二四分着の「機密第八八番電」⁽¹¹⁾である。こ
の時点では両艦とも曳航可能と判断され報告されている。その後、状況報告と損害状況の報告が続々と第二艦隊
長官より旗艦の巡洋艦「鳥海」より発信されており、二一時五〇分作成の「機密第八八番電(其ノ三)」では「深

雪」の沈没が「免レザルモノト認^(註)」められているなど、刻々と状況が悪化していく様子が分かる。

そして、「機密第八九番電」において、第二艦隊長官より「情況報告第三 深雪ハ午後九時五十三分沈没セリ^(註)」との報告が二二時二〇分に作成され、大臣・軍令部総長・各鎮守府及び連合艦隊長官に発信（二二時三五分発二時四〇分着）されており、おそらくこれを受けて、連合艦隊長官より「深雪損害甚ダシク救難ノ効ヲ奏セズ、衝突位置ニ於テ午後九時五十三分茲ニ沈没スルニ至レリ、 国家非常ノ時ニ當リ此ノ大事ヲ惹起セルハ洵ニ恐懼ニ堪ヘズ^(註)」との報告が二三時五〇分に作成され、「金剛」から大臣と総長に対して発信（六月三〇日〇時二三分発、二時五五分着）されたものとみてよい。

また第二艦隊長官からも、「機密第九六番電 其ノ三」において「五、今回ノ事件ニ於テ数名ノ犠牲者ヲ出シ、非常時局ニ際シ新鋭ノ一艦ヲ喪失シタルハ洵ニ恐懼ニ堪ヘズ^(註)」と、情況報告の最後に付け加えられている。この報告が作成されたのが三〇日八時四〇分で、大臣、総長、連合艦隊及び各鎮守府長官宛に「鳥海」より発信されている（九時一五分発、一〇時四五分着）。同日八時二〇分「鳥海」発、九時五五分着の報告「機密第九六番電 其ノ一、二」では「二、深雪艦首切断部ハ駆逐艦ヲシテ佐世保ニ回航セシムル予定」「三、電、深雪共損害多大ナリシニモ拘ラズ傾斜ナク安定性ニ関シテハ何等不安ナシト認ム、深雪ノ沈没セシハ左舷外板破口ヨリノ浸水ニ依ルモノト察セラル^(註)」という内容であり、「深雪」後部は沈没したものの、まだ艦首部は喪失していないように読み取れることから、朝の時点では第二艦隊ほか大臣、総長、連合艦隊及び各鎮守府長官は知らなかったであろうことが分かる。実際には既に前半部は喪失していたわけであるが、現場に居なかつた第二艦隊長官が知らなかつたことが興味深い。

情況が変わるのは第二水雷戦隊旗艦「那珂」発、大臣・総長・各鎮守府長官宛の「機密第四二番電」からであると推測される、すなわち「四、深雪ノ切断セル頭部転覆セル儘浮上シツツアリタルヲ以テ、初雪及叢雲ヲシテ之ヲ曳航セシメント試ミタルモノヲラズ監視中濃霧ノ為見失フ前後ノ状況ニ依リ判断スルニ、沈没セルモノト認ム

ルモ目下駆逐隊ニテ極力搜索中」という内容により、初めて前半部分が失われたことが上層部に報告されたものと考えられる。

この電文は作成が三〇日一二時、一三時四五分発信であるが、着信が一八時四五分と極めて遅くなっている（おそらく長文の為暗号解読に時間がかかったことや、『緊急』・『至急』などの指定がなされていなかったことが原因と考えられる）。史料から判断するところである為、散逸等により他にも報告電文が存在したかも知れないが、「機密第二七七番電」という佐世保鎮守府参謀長から軍務局長に宛てた電文（作成三〇日一七時三〇分、一七時四〇分発信、一八時五九分着電）の「電、深雪ノ入渠手配中」という文章から、佐世保軍港に曳航されてくる予定であった「深雪」（艦首部）が、実はこの時には喪失しており搜索中であったことを、佐世保鎮守府ではこの電文作成及び発信時には知らなかったのである。現地からの報告は概ね大臣、総長、連合艦隊及び各鎮守府長官宛に行われていることを考えると、やはり「機密第四二番電」まで、前半部喪失及び搜索については知らなかったと判断できるわけである。

また、この「機密第四二番電」から以降の艦首部搜索に関する報告電文には、興味深い付箋が海軍省副官の名で添付されており、「代艦建造ノ関係上、深雪ノ全失ハ部外ニ発表セラレザル御方針ニ付、同艦前半部ノ失踪ハ厳秘ニ保タレタシ」という内容であった。つぎに、この付箋の内容が意味するところ、また、「深雪」の全失が明らかとなったからの上層部での動きを見ていくため、少し詳しく六月三〇日以降の海軍省の対応を見てゆきたい。

第三節 事故処理と情報統制―六月三〇日の海軍省の対応―

六月三〇日午後一時二〇分至急電報（暗号電文）として、軍務局長から各鎮守府・第三艦隊・各要港部・駐滿州海軍参謀・練習艦隊司令官・在外国大使館・公使館付武官等に対して事故発生と、その詳細についての電報「軍

務機密第二四七番電」が発信されている。

この電報の中に、「同艦（※深雪を指す）ノ前部ハ転覆後漂流中ニシテ（那珂之ガ曳航ヲ試ミツツアリ）駆逐艦ニテ？佐世保ニ曳航中 電ハ一番砲塔ヨリ前部切断、死者一、同艦ハ（僚艦ヲ以テ）那珂ニテ佐世保ニ曳航中」（カッコ内は訂正前の文）（※筆者注）という一文が含まれており、これから、先ず前部を見失っていた事をこの時点では知らなかったこと、同時に恐らく曳航されていたであろうと判断していたことと、巡洋艦ではなく駆逐艦による曳航であるなど状況を楽観的に判断していたことがわかる。

曳航に関する電報には、三〇日第二艦隊長官よりの午前七時五〇分「鳥海」発九時四二分着「機密第九五番電」にある「電其ノ後ノ情况変化無シ、白雲ハ一旦曳航ヲ開始セルモ午前零時五分曳索切断シ、曳索ヲ取りテ漂泊今朝ニ至レリ、只今那珂ヲ以テ横抱キ曳航ヲ試ミツツアリ、天候回復シ視界良好ナリ」というもの、同じく午前八時二〇分「鳥海」発午前九時五五分着電「機密第九六番電 其ノ一、二」の中にある「深雪艦首切断部ハ駆逐艦ヲシテ佐世保ニ同航セシムル予定」という内容の電報と、この時「電」を曳航して佐世保に向かつており、その後「那珂」から発信された状況報告（機密第四二番電）から前部喪失を知ったとすれば、搜索現場に居なかった第二艦隊「鳥海」からの電報の情報と、詳細を知っていたが報告をしていなかった「那珂」により、海軍省では「深雪」艦首部と「電」が無事佐世保に向け曳航中と判断していたが、駆逐艦と「那珂」どちらがどちらを曳航していたかまでは判断できなかった、と読み取ることが出来る。

また、同じく軍務局長より連合艦隊及び第二艦隊参謀長宛に午後〇時一〇分発信された「軍務機密第二五〇番電」によると、「深雪代艦建造ノ関係モアリ、浮流中ノ同艦艦首ハ出来得ル限り之ヲ佐世保ニ曳航セラレ度」という内容で、特に艦首部の曳航を求めている。そして、これに関して一時二〇分「軍務機密第二五一番電」で協力要請を佐世保鎮守府参謀長に要請している。この極秘電文が後の「機密第二七七番電」（電、深雪ノ入渠手配中）に対応していると考えて間違いない。このことから事故発生のお知らせを受けた当初より、海軍省では代艦建造

を考えていたことが分かる。

これら事故に関して、各機関への報告及び現地部隊への指示を行う一方で、海軍省においては事故に関しての天皇への上奏の準備も行っていた。上奏案の起案を経て、六月三〇日午後一時半に上奏が行われたが、以下はその内容である。^(註)

駆逐艦深雪、電衝突ニ関スル 上奏

謹テ駆逐艦深雪及同電ノ触衝事件ノ概要ヲ申上ゲマス

昨二十九日朝鮮濟州島南方海面ニ於テ聯合艦隊基本演習中、午後六時五分同島ノ南方約四十浬（北緯三十二度五十分東經百二十七度六分）ニ於テ第二水雷戦隊第十一駆逐隊ノ駆逐艦深雪ト第六駆逐隊ノ駆逐艦電ト触衝致シマシタ、当時ノ天候ハ風向南西、風力四米、長濤、濛氣アリ日没（午後七時三十五分）後濃霧トナリマシタ只今迄ニ得タル報告ニヨリマスレバ、両艦損害状況及聯合艦隊ノトリツツアル処置ノ概要ハ、左ノ通
デ御座リマス

深雪ハ艦橋直下ヨリ前部切断一、二缶室ヨリ浸水アリ、第二水雷戦隊旗艦那珂ヲ横付極力排水並ニ沈没防止ニ努メマシタガ、其ノ効ナク午後九時五十三分衝突位置付近ニ於テ遂ニ沈没スルニ至リマシタ

同艦艦首切断部ハ順覆シ浮流中デアリマシテ、那珂ハ之ガ曳航ヲ試ミツツアリマス

只今迄判明致シマシタ同艦乗員ノ状況ハ、死者兵三名行方不明兵二名負傷者兵四名、其ノ他ハ全部無事那珂ニ收容致シマシタトノコトデアリマス

電ハ一番砲塔ヨリ前方切断シタル外、同艦右舷後部水線上ニ水平亀裂及四十糎平方ノ破口ガアリマス、同艦ハ午後九時五十分補強工事ヲ完了致シマシテ僚艦白雪之ヲ曳航シ、第六駆逐隊援護ノ下ニ佐世保ニ回航中デアリマシテ、只今ノ所沈没ノ危険ナキモノト認メマス

同艦乗員ハ、下士官一名死亡ノ他ニハ異状ガ無いヨウデ御座リマス

時局多端ノ折、斯ノ如キ大事ヲ惹起致シマシタコトハ洵ニ恐懼ニ堪ヘヌ所デアリマス
之ヲ以テ上奏ヲ終リマス

この上奏は、当時海軍省が掴んでいた事故に関する情報が如何なるものであったのかを端的に示している。この上奏が行われようとしていた頃、先ほどの「軍務機密第二四七番電」が発信されていたわけであるが、「深雪」艦首部を曳航している艦が「那珂」か「駆逐艦」であるか、上奏文と電文で違っていることから、どちらか判断がつかないという海軍省における混乱の程を窺い知ることが出来る。

さらに午後一時四五分、海軍省から新聞社に対して以下の情報を公表している。⁽⁸⁾

昨二十九日濟州島南方海面ニ於テ行ハレタル聯合艦隊基本演習中、午後六時五分北緯三十二度五十二分東經百二十七度七分ニ於テ第二水雷戦隊（司令官海軍少将阿武清）ニ属スル第十一駆逐隊（司令海軍大佐横山茂）ノ駆逐艦深雪（艦長海軍中佐大藤正直）ト同第六駆逐隊（司令海軍大佐河瀬四郎）ノ駆逐艦電（艦長海軍中佐平塚四郎）ト衝突シ、深雪ハ艦ノ後部ヲ切断セラレ、電ハ前部ヲ切断セリ

死傷者ハ、両艦ニ於テ死者四名、負傷者四名、行方不明二名（等級氏名別紙ノ通）ヲ出セリ
当時海上濛気アリ、風向南西風力四米ニシテ長涛アリ

深雪ノ後部ハ遂ニ沈没セシモ、艦首部ハ軍艦那珂ニ依リ曳航セラレ、電ハ僚艦白雪ニ曳航サレ、第二水雷戦隊護衛ノ下ニ佐世保ニ回航中ナリ（傍線部筆者）

上奏文と比べてもわかるように、やや情報に手を加えていることがわかる。立案時の史料も残されており、これを見るとかなり手が加えられていることが判明する。原文では、

昨二十九日濟州島南方海面ニ於テ行ハレタル聯合艦隊基本演習中、午後六時五分北緯三十二度五十二分東經百二十七度七分ニ於テ第二水雷戦隊（司令官海軍少将阿武清）ニ属スル第十一駆逐隊（司令海軍大佐横山茂）ノ駆逐艦深雪（艦長海軍中佐大藤正直）ト同第六駆逐隊（司令海軍大佐河瀬四郎）ノ駆逐艦電（艦長海軍中

佐平塚四郎）ト衝突シ、深雪ハ艦ノ艦橋直下ヨリ前部ヲ切断セラレ、電ハ一番砲塔ヨリ前部ヲ切断セリ、死傷者ハ両艦ニ於テ死者四名負傷者四名行方不明二名（等級氏名別紙ノ通）ヲ出セリ、

当時海上濛気アリ風向南西風力四米ニシテ長涛アリ

深雪ニ対シテハ直ニ軍艦那珂ヲ横付シテ排水及防水作業ニ努メタルモ午後九時五十三分沈没セリ、乗員ハ全部那珂ニ收容ス、電ハ排水防水作業効ヲ奏シ目下駆逐艦ニ曳航セラレ、第二水雷戦隊護衛ノ下ニ佐世保ニ回航中ナリ（※傍線部筆者記入）

となつて⁽⁸⁸⁾いる。

傍線部が改められた部分であるが、この公表内容と作成時の原文との違いから見えてくることは、海軍省が事故の規模を粉飾しようとしている点である。原文を見て判るように、「深雪」が切断されたのは「艦橋直下ヨリ前部」である。特にこの駆逐艦の場合、艦橋は中央よりも前寄りに作られており、「艦橋直下ヨリ前部」となると半分にも満たない大きさということである。そして、残りの半分以上の大部分である「後部」は既に沈没しているという内容の文である。

ところが公表された内容を見ると、この部分が「艦ノ後部」が切断され、その後部が既に沈没しており、艦首は曳航中であるとしている。この文章の内容からみると、艦全体のうち、後部だけが切断、沈没して、残りの大部分が現在曳航中であると読み取ることが出来る。少なくとも、この文章から艦の大部分が沈没したと読み取れることは困難である。しかも原文にはなく、この時点では海軍省においては未確認情報である「艦首部曳航」の情報公表文には併記されていることから、被害の規模を意図的に小さくしようと操作している事は明らかである。恐らく、「前部」の曳航ではなく「艦首部」としているところは両論併記、すなわち、どちらが大きい部分かどちらにも判断できるような表現で内容を曖昧な表現に抑えるため。もしくは手持ちの情報の切り張りから、そのままの表現で「艦首部」としているとも考えられる。

この公表文が何時頃に作成されたものか詳細を知るのは難しいが、この公表に先立ち、海軍副官より各鎮守府、各艦隊、各要港部副官に対して、この公表文を「午後一時左の通（※訂正済みの公表文を指す）新聞ニ公表ス」として事前に通知している。この通知が発電されたのが六月三〇日午前一時三〇分と記されていることから、それ以前の一〇時から一時半にかけてと思われる、恐らく文章が似通っているという点からも上奏文も同様であると考えるのが妥当であろう。

いずれにしても、この公表の時点では「深雪」の大部分が沈没してしまっている事を意図的に隠していると判断してもよく、この後公表内容に反して、既に「艦首部」が沈没しているという情報が入ってくるに及び、少なくとも艦首部を回航と修復が出来るものと楽観視していた海軍省において、今後事故に関する公表には意図的な情報統制が加えられていくこととなる。

昭和九年公文備考には、「駆逐艦深雪沈没部外発表ノ件」という史料もまた綴られている。この史料は、その後の「深雪」沈没に関する情報の公表に関する方針が示されており、その内容を見ていくと、

首題（※駆逐艦深雪沈没部外発表ノ件）ノ件ニ関シ、代艦建造ノ関係上及同艦前部ハ第二水雷戦隊ニテ極力搜索中ナル為差当リ深雪、電衝突事件ニ付新聞記事差止ラレタル処、深雪前部ノ失踪確實トナラバ長期間同艦ヲ沈没セザルモノトナスコトハ極メテ困難ナルノミナラズ、為ニ種々疑惑ヲ生ゼシムル虞大ナルヲ以テ、本件概ネ左記ニ依リ処理スルヲ適当ト認ム

記

- 一、第二水雷戦隊ノ搜索報告ヲ俟テ成ルベク速ニ深雪沈没ノ旨公表ス（同時ニ部内ニ其ノ旨通牒ス）
- 二、適当ナル時期ニ両艦衝突ニ関スル記事差止メヲ解除ス
- 三、深雪代艦建造ニ関シテハ別ニ考慮ス（※筆者注）

というものと、その次に、

七月一日差止め

深雪、電衝突事件ニ就テハ海軍省ヨリ発表ヲスルモノノ外一切ノ記事ヲ差止め□□□

という一部判読できないが、このような史料^(註)。及び、

蕨

八―二四 衝突沈没

九―一五 二七駆ヨリ削除

〃 除籍

2 3

早蕨

一―一五 遭難覆没

二―一 一三駆ヨリ削除

〃 四予

四―一 除籍

5 9 5 7
1 1 6

というものが連続で「公文備考」には綴られている。

先ず、「駆逐艦深雪沈没部外発表ノ件」から分かることは、この時には「深雪」艦首部喪失の情報が海軍省に届いている点であり、上奏と一回目の公表の後に策定された方針であることが分かる。また、この時点では代艦建造とともに、深雪の引き上げについて真剣に考えられていたことであり「佐世保ニ於ケル引上研究ノ上極力引上ヲ進ムルノ要アリ」との書き込みも見られる^(註)。

この史料で特筆されるのは、沈没及び艦首捜索に関する情報に対して美保ヶ関事件の時などには見られなかつ

た、「情報統制」を行っていたことが明らかになってくることである。この方針の下、以後、事故に関する情報、特に艦首喪失も含めた「深雪」全失の情報に関しての機密レベルは上げられることとなるが、それを物語っているのが前述の「機密第四二番電」以降に付けられている「代艦建造ノ関係上深雪ノ全失ハ部外ニ発表セラレザル御方針ニ付同艦前半部ノ失踪ハ厳秘ニ保タレタシ」という内容の付箋である。

また、その次の史料からは、新聞記事に対する差止めについてと、これまで発生した事故のその後の対応についての参考資料として美保ヶ関事件で沈没した「蕨」、及び昭和七年に台湾沖で転覆沈没した「早蕨」の事例が記されており、いずれも興味深いものとなっている。新聞記事の差止めに関しては、日付の変わった七月一日午前九時「官房機密第二六二番電」として、海軍省副官より各鎮、各要港、各艦隊副官に対して「深雪、電衝突事件ニ関シテハ海軍省ヨリ発表スルモノノ外記事差止めノコトニ内務省ト協議中」との電報を発信している。さらに、以前の事故を参考としたのかどうかは定かではないが、事故発生から四日後の七月三日には「軍務機密第二五五番電」において「深雪五日付第十一駆逐隊ヨリ除カレ第四予備駆逐艦トシ、定員ヲ置カレザル予定ニ付同艦乗員ハ(当分ノ間)佐世保ニ残留セシメラルル様取計ハレ度(以下略)」(※カッコ内は削除部分)という対応の早さであった。この電報(暗号電文)の発信が三日午後一時一五分であり、それまでにはこの処置が決まっていたことが分かる。

記事差止めに関して協議中であることを通知した後の七月一日午前一一時、事故に関して二回目の公表を行っているが、その内容は「触衝当時ノ情況ニ就テ只今マデ得タル報告ニ依レバ、聯合艦隊ノ基本演習中第二水雷戦隊各駆逐隊ハ彼我煙幕裡ヲ敵ニ向ヒ猛進中第六、第十一兩駆逐隊ハ海上ノ濛氣ト煙幕ノタメ視界不良ノ折柄、高速度ニテ急激ニ接近スルニ到リ、両隊ノ一番艦タル電ト深雪ハ遂ニ触衝スルニ到リタルモノノ如シ」と、いうものである。この時「只今マデ得タル報告」では、かなり詳細に事故の情況も分かっているにも拘らず、この時点においてもまだ情報を出し渋っている。当時、艦首部の搜索がまだ続けられており、その詳細を待っている情況

であった。

また、七月一日午後九時公表予定として「損傷艦ハ一日午後三時僚艦ニ曳航セラレ佐世保着尚本事件ノ犠牲者タル萩原三等兵曹以下十名ニ対シテハ聖上陛下ノ恩召ヲ以テ御菓子料ヲ賜ハレリ」という内容を各鎮守府等の参謀宛に午後七時海軍省副官より発信している。^(註)この文で重要なのは、「損傷艦」という表現であり、これまで使われてこなかった表現である。これまでは概ね「電、深雪」と明確に表記していたが、当時の時点では「深雪」が曳航されていないばかりか、捜索中の状況であり、始めに行った公表の中で「深雪」を佐世保に向け曳航中であるとしていることに対して、辻褄を合わせるための苦肉の表現であるものと見ることがができる。明記しないことで両者を含んでいるようにも、そうでないようにも読み取れるような表現である。

そして、七月二日一〇時五分「那珂」発一時五分着電「機密第七一番電」における

深雪ノ艦首ハ、其ノ後駆逐艦四及那珂飛行機ヲ以テ漂流予想海面ヲ限ナク捜索セシモ手掛無シ

^{フライト}

右艦首ハ、事件当日日没頃(衝突後一時間三十分経過後)僅カニ一呎内外ノミヲ水面上ニ現シアリタル状況、及同夜霧中ニテ急ニ見失ヒタルコト、並ニ爾後ノ捜索手掛無キ状況ヨリ見テ、該艦首ハ既ニ沈没セルモノト信ジ本日捜索ヲ打切ル。 二一〇〇〇

との電文^(註)を受けて、七月二日午後八時に以下の情報を公表する事を各鎮守府等に午後七時に通知している。その公表内容は、

其ノ後ノ報告ニ依レバ、駆逐艦深雪ノ艦首部ハ第二水雷戦隊ノ各艦協力極力之ヲ佐世保ニ回航セント努メタルモ浸水甚シク漸次沈下加ハリ曳航不可能トナリ、僚艦ヲ以テ監視中二十九日夜半濃霧ノ為之ヲ見失ヒ、爾後第二水雷戦隊ノ駆逐艦及飛行機ヲ以テ極力捜索セシモ、未ダ発見スルニ到ラズ

当時ノ浸水ノ状況及捜索ノ結果ニ徴シ、同艦艦首ハ遂ニ沈没シタルモノト認ム

尚先ニ沈没セル同艦後部ニハ浮標ヲ付シアルモ、深海ナルヲ以テ引揚ニハ甚シキ困難ヲ予想セラルルニツキ、

目下研究中

というものであった。⁽⁸⁾

この公表により、「深雪」沈没が海軍省によって公に認められたわけであるが、やはり事実とは若干の差異が見られる、しかし、当初の公表内容からの辻褄を合わせる点から見れば納得がいく。事実からいえば、艦首部及び後部は曳航すらしていないわけであるが、海軍省の楽観視と勇み足で発表してまった内容も、この文章で一応の解決を見ているように感じられる。

少なくともここまでの動きでは、「駆逐艦深雪沈没部外発表ノ件」の「一」の方針通りに進んでいることがわかる。ただ、今回行った情報統制及び事実とは違う発表による弊害が若干見られる。搜索打ち切りの電報が到着し、その後「深雪」艦首沈没を公表する間である七月二日一四時佐世保発一四時六分着電（極秘親展）「機密第二七九番電」の至急電において、佐世保鎮守府副官より海軍省副官に宛てて以下の電報が発信されており、「深雪」海軍省ノ新聞発表（※一度目の発表）ニ依リ昨日佐世保ニ入港セルコトニナリ居レル所佐世保鎮守府公報ノ艦船所在欄ヲ如何ニ取扱フベキヤ至急返。（※筆者注）と、曳航されてこない「深雪」艦首部の所在地を何処にすべきか海軍省に対し尋ねてきていた。

これに対する返答は二種類存在している。一つは佐世保鎮守府に対するもので、「貴公報ニ深雪ノ所在ハ掲載セザルコトニセラレ度」とする「官房機密第二六六番電」^(註)（七月二日午後四時発電）、呉鎮守府に対する、「貴公報艦船所在欄ニ深雪ノ所在ハ遭難地トセラレ度」とする「官房機密第二六七番電」^(註)（同四時発電）である。

この対応の違いに関しては判断が難しいが、佐世保鎮守府に対する返答に関しては、その後当日八時発表予定の「深雪」艦首部沈没の公表に深く関係しているものと考えられる。すなわち、基本的な方針としては呉鎮守府への電報内容であると考えられ、それは、海軍省で受電した佐世保発「機密第二七九番電」において、電文内容の横に「遭難地トシテ発表スルコトトス」と海軍省において付記されていることから分かる。結果的に佐世保に

対しては「掲載セザルコト」を指示する事から考えると正反対の対応であった。

佐世保鎮守府の公報に掲載しないという事を考える場合に、先ず「深雪」艦首部沈没の事実を公表していない時点では、既に「深雪」は佐世保に入港していたはずであり。その佐世保鎮守府が公報に遭難地を掲載することは出来ない。しかし実際には佐世保に入港していないことは事実として明らかであり、方針により「搜索報告ヲ俟テ成ルベク速ニ深雪沈没ノ旨公表ス」としており、その搜索結果も出ている以上、沈没事実の公表は必至の状況であることから、「佐世保軍港」と記載することも出来ない。このような状況の中でどちらか一つに絞ることで、場合によっては事実とは違う公表をしている事が判明する恐れもあり、明示するよりも「掲載セザルコトニ」したものと考えられる。ただ、これはこの電報を発信する時点で同日午後八時に艦首部沈没を公表するという事がまだ決まっていないうことが条件であり、これが決まっている時点であれば、そのまま「遭難地」を掲載させることで解決するはずである。実際この公表を決定した正確な時間が分かっている点でこれは推論の域を出ないが、しかし、いずれにしても発端は、海軍省における事実とは違う公表によるところに原因があるということとは断言できよう。

以上、ここまで「深雪・電衝突事件」における海軍の対応（現地の対応及び海軍省の対応）と、海軍省における情報統制の詳細を見てきたわけであるが、実際海軍省が情報統制によって秘匿した事実とは何だったのであるのか、という点について考えてみる。

「深雪全失」すなわち、「深雪」の沈没の事実に関しては長期間秘匿できる性質のものではなかったために、最終的には七月二日午後八時の公表によって明かしており、それは海軍省の方針である「駆逐艦深雪沈没部外発表ノ件」通りであったことは前述した。ただし、ここで注目しなければならないのは、全失のことよりも全失に至った経緯である。公表内容を見ると、「艦後部ハ遂に沈没」（一回目の公表）、「艦首部ハ（中略）回航セント努メタルモ（中略）漸次沈下加ハリ曳航不可能トナリ（中略）監視中二十九日夜半濃霧ノ為之ヲ見失ヒ（中略）遂ニ沈

没シタルモノト認ム」(七月二日の公表)という内容で語られている。事実は、艦の大半部分は防水処理をしている最中に沈没、艦首部は監視中に喪失ということであり、両者の内容で明らかに違う部分は、艦後半部が防水作業をしていたにも拘らず沈没してしまったことを明らかにしておらず、また、艦首部は曳航していなかったことが事実であり、これらのことこそが海軍省が秘匿したかった事実であったことが分かってくる。

実際問題として、艦首を切断した船は防水不可能で曳航できないのかといえ、後述の「第四艦隊事件」において駆逐艦「初雪」が「深雪」同様に艦橋直前で艦首部を切断する被害が出ているが、この場合には曳航して修理後再就役しており、このことから考えると二件を同一と見做すことはできないが、必ずしも不可能ではないことを示しており、それはすなわち「深雪」後半部の沈没が海軍側の不手際であった可能性も否定できないような失態であったといわざるを得ない。艦首部にしても、手の施しようもなく監視するしかなかった上に濃霧で見失ってしまったということは明らかな失態であったわけで、海軍省はこれら失態の事実を秘匿していたということができる。

この事件における海軍内における対応は、現地における「那珂」および第二艦隊、東京における海軍省という三者間の動きの組み合わせによって形作られている。しかし通信上の問題から迅速な意思の疎通ができなかったことなどにより、結果海軍省からの発表は当初間違った内容の発表となり、その後は「代艦建造」の理由、あるいは事故処理上の失態を隠蔽する理由から情報統制を行うことで事実の隠蔽を図ろうとする動きへと進んでゆくことになる。

しかしながら、ここで疑問となるのは、なぜこのような理由から情報統制に到ったのかということであり、また、この時期には大きな演習事故が多発しているが、他の事故でもこのように情報統制が行われていたのかという点である。

そこで、次章においては海軍の事故対応のひとつとして、この時期に発生した演習事故におけるマスメディアへ

の対応を窺うことで、海軍における情報統制の実態を明らかにしてゆきたい。

註

- (1) 海軍大臣『昭和九年公文備考 T事件災害、卷六、深雪電接触事件』（防衛研究所図書館所蔵）七一頁。
公文備考には頁番号は記入されておらず、史料に付された史料番号を便宜的に頁番号とする。
- (2) 同右、九三―九五頁。
- (3) 同右、一六〇―一六一頁。
- (4) 同右、一六二―一六三頁。
- (5) 防衛研修所戦史室『海軍軍戦備(二)』（朝雲新聞社、一九六九年）一六五頁。
- (6) 前掲『昭和九年公文備考 T事件災害、卷六』一六七頁。
- (7) 同右、一六七頁。
- (8) 同右、一五八頁。
- (9) 同右、一〇九頁―一一一頁。
- (10) 加藤寛治大将伝記編纂会編『加藤寛治大将伝』（加藤寛治大将伝記編纂会、一九四一年五月）八五一頁。
- (11) 前掲『昭和九年公文備考 T事件災害、卷六』六頁。
- (12) 同右、八頁。
- (13) 同右、一一頁。
- (14) 同右、一〇頁。
- (15) 同右、一五頁。
- (16) 同右、一四頁。

- (17) 同右、二三頁。
- (18) この辺りの海軍省と現地との動きは図①「六月三〇日電報着信履歴」参照。
- (19) 前掲『昭和九年公文備考 T事件災害、卷六』二〇頁。
- (20) 同右、一七頁、一九頁、二二頁。
- (21) 同右、三一頁。
- (22) 同右、一三頁。
- (23) 同右、三四頁―三五頁。
- (24) 同右、三八頁。
- (25) 同右、二九八頁。
- (26) 同右、五七頁―五九頁。
- (27) 同右、六九頁。
- (28) 同右、六六頁―六七頁。この「海軍省公表改案」では原文の傍線部分を縦線で削除しており、その後実際に公表した内容に修正が加えられている。
- (29) 同右、三一三頁。
- (30) 同右、六二頁―六三頁。
- (31) 同右、六四頁。
- (32) 同右、六五頁。
- (33) 同右、六三頁。
- (34) 同右、三一七頁。
- (35) 同右、四一頁―四二頁。

(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)
同右、 三二五頁。	同右、 三二六頁。	同右、 三〇九頁。	同右、 三二三頁。	同右、 二五頁。	同右、 三二〇頁。	同右、 三一九頁。

第三章 軍縮期海軍の事故対応事例

第一節 「美保ヶ関事件」の場合

「深雪、電衝突事件」において、海軍省が意図的な情報統制、操作を行っていたことを明らかにしたが、この事故よりも規模が大きかった「美保ヶ関事件」の時には、部外発表方針などのような情報統制は行われてはいなかった。

昭和二（一九二七）年八月二四日午後一時頃、夜間演習中の連合艦隊所属第一水雷戦隊の巡洋艦「神通」が駆逐艦「蕨」に、「神通」に続行していた巡洋艦「那珂」が「蕨」に続行していた駆逐艦「葦」に、それぞれ衝突し、「蕨」は沈没、その他の艦も大小の損害を受け、五十嵐「蕨」艦長以下一一九名の死者・行方不明者を出す事件があった。

「美保ヶ関事件」の場合、事故発生の昭和二年八月二四日の翌日八月二五日には、海軍省から事故発生についての発表がなされている。同日の海軍省公報をみると、

昨二十四日、聯合艦隊夜間演習中午後十一時二十分、美保関の北東約二十マイルの地点において、第五戦隊軍艦神通と第一水雷戦隊第二十七駆逐隊駆逐艦蕨と衝突蕨は約十五分の後沈没し神通は前部錨鎖庫に浸水あり、軍艦金剛に引かれ舞鶴に回航中又第五戦隊軍艦那珂は駆逐艦葦と衝、葦は船体の最後方の一部を切断せられしも、応急修理の上軍艦阿武隈にて引航、那珂は損害軽微自力にて舞鶴に回航中である、又那珂御乗艦中の博義王殿下には御異状あらせられず

という内容であり、後の報告では蕨の沈没は午後一時二三分であった。しかし、当初海軍省に着電した電報「連合艦隊機密八番電」に「蕨八午後十一時三十五分沈没」と書かれていた事から考えると、この発表が事件後すぐに出されたもので、部分的に詳細ではない箇所もあるが、特に手を加えているところは見当たらない。

また、その後の情報については、新聞社に対して舞鶴の連合艦隊司令部から事故と、救難活動に関する情報、及び海軍省副官や連合艦隊司令長官の声明等々の発表を行うなど、海軍省が一元的に情報の管理統制していたわけではなかったことが窺える。特に、このとき連合艦隊司令部から発表された連合艦隊司令長官加藤寛治大将の声明が、八月二六日付けの東京朝日新聞夕刊に「加藤長官語る」として、「何分暗夜の水雷演習であり、かつ実戦同様な緊張をもつて演習をしてゐたため、計らずもかうした珍事を起したのであるが、いずれにしても陛下の船を沈め又は傷け多数の将卒を失つたことは申し訳がない、連合艦隊は全力を挙げて死体の捜査その他出来るだけ徹底的に努めてゐる、尚今回の珍事の原因損害および責任に関してはいづれ査問会が開かれることであらうから、それまでははつきりと申し上げることが出来ない」と語られている。また八月二六日午前九時には、記者に対してステートメントとして以下の内容の発言をしている。すなわち、「今回の事件に多数の部下と艦とを損傷したことは長官として恐くの至りである、しかしながらここに考えて頂きたいことは、我々としてはベストをつくして訓練をやつた、もつとも真剣な訓練と絶対保安とはなかなか両立しがたいものである、戦艦も駆逐艦も近来夜間戦闘の最新戦術をつくしてやつてをつた、従つて困難な作業はもつとも真剣に行われてゐた、一秒間二十八メートルの高速力をだしてアツと思つたせつ那は三十メートルという有様であつた、故に一面また今度の遭難は不可抗力といひ得るものである、尚遭難者捜査については全力を挙げてつとめてをる」という発言をしている。³⁾これらの発言は新聞記者を通じた国民一般に対するものであると同時に、海軍内に対するという意味でも、その後の事故に対する海軍の見解が決まるなどかなりの影響力を及ぼすこととなる。

また連合艦隊司令長官加藤寛治大将は、二五日午後三時五五分長門より大臣宛の聯隊機密第八八番電「御鄭重ナル御見舞ヲ感謝ス 昨二十四日ノ椿事ハ畢竟本職ノ指導上用意周到ナラザルニ起因スルモノニシテ、其ノ重大ナル責任ニ対シ恐懼ニ絶ヘズ 茲ニ謹ンデ進退伺ヒス。右執奏ヲ乞ウ。」という内容の進退伺⁴⁾を海相に対して行っているが、岡田啓介海軍大臣はこれに対し、二六日夕方「連合艦隊司令長官ノ申出ノ件ハ査問ノ結果ニ依ルコ

トト思フ」という返電⁽⁵⁾を行い、加藤に対し、進退を早まらないように伝えている。この進退伺いについても新聞に掲載されているなど、かなり情報がオープンであったことが伺える。査問委員会に関しても、「深雪、電衝突事件」では見られないほどの報道がなされており、査問委員会開催や委員のメンバーのみならず、その結果まで詳細な報道がおこなわれている。

特にこの事件では、不可抗力が原因と予測されていたものが一転して判断の誤りによるところに原因があるとされたので、神通艦長水城圭次中佐が軍法会議にかけられるという非常に厳しい査定となったことも注目を集める原因となったが、いずれにせよ、「深雪、電衝突事件」では責任が曖昧にされた事実や「美保ヶ関事件」と比べた場合での報道された情報量の違いなど全く対照的である。

「美保ヶ関事件」での報道の特徴は、海軍省による情報一元的管理が見られない点と、それに対応した言論機関の自由で多彩な報道というところであり、新聞社は現地などから特電や電話による現地報道を縦横に利用しており、一方でこれらの報道に対する海軍省からの規制は全くと言っていいほど見られないのみならず、むしろ事故当初より複数の上級幹部が談話を発表するなど、これに協力する動きさえ窺える。では、いつの頃から海軍省において情報に対する「深雪、電衝突事件」のような統制を行っていったのであろうか。

第二節 「友鶴事件」の場合

「深雪、電衝突事件」が発生した昭和九年には、もうひとつ大きな事故が発生している。「友鶴事件」である。この事件は軍縮期日本海軍において「第四艦隊事件」とともに、この時期の海軍という組織の性格を反映する大事件として知られている。この「友鶴事件」に関して昭和九年公文備考に詳細な史料が綴られている。その史料と、「深雪、電衝突事件」の史料とを比較しながら見て行きたいと思う。

事件は、佐世保鎮守府における港外訓練中に荒天、濃霧により、「第二十一水雷隊」の水雷艇「友鶴」が転覆漂流したという事件である。この事故後の査問会の結果、設計に欠陥があるとされ、早速臨時艦艇性能調査委員会が発足、復元力不足の艦の調査が行われたが、復元力不足と判明した艦は「友鶴」と同型艦である「千鳥型」に前後して建造されたもので、軍縮条約の下、個艦能力を高めようと安全性を軽視し重武装化を行ったため発生したものであった。同じ設計者により設計された各種艦艇（空母蒼龍、重巡最上型など）に多く、新式艦艇ほど著しかったため、これら既成艦には徹底的な対策が、設計中の艦には見直しが行われることになった。

事故発生は昭和九年三月一二日、午前四時頃に「友鶴」を見失ったが、その後の搜索の結果午後一四時に転覆漂流中を発見し、直ちに救難作業が行われることとなった。

佐世保鎮守府から海軍省への報告は同日一六時、海軍省での受電が一六時二〇分の「機密第七五番電」となっている。また、続いて佐世保鎮守府より一六時二〇分発、一六時三七分着の「第六番電」では、

友鶴遭難ニ関シ、左ノ通り新聞ニ発表セリ

今朝四時龍田、二十一水雷隊ハ港外ニ於テ訓練中、荒天及濃霧ノ為友鶴ハ本隊ヨリ分離消息ヲ断テリ、二十一駆逐隊ハ直チニ龍田ト共ニ友鶴ト連絡ニ努力中ナリシ所、午後一時志自伎島付近ニ於テ遭難大破漂流中ナルヲ発見、目下救難作業中、殉職者多数ノ見込。

と、早々に発表している。その後特に海軍省からの指示がないところからすると、訓練自体が佐世保鎮守府の管轄であり、公表に関しても佐世保鎮守府に一任されていたようである。

ただ、「友鶴遭難ノ件覚」という史料が残されており、海軍省の誰の覚書かはっきりしないが、その中に、

一、十三日午後三時頃新聞社ヨリ友鶴行方不明ノ電話アリタルモ、海軍省ハ公報ナキヤノ電話アリタルヲ以テ、電信課ニツキ取調べタルモ未ダ電報ナシ

二、午後四時二十分着信、暗号翻訳ニヨリ事実ヲ知ル（八三四）

と記されて⁽⁷⁾おり、非常に早い佐世保鎮守府の事故公表により、海軍省が対応しきれなかったことがわかる。その後の文章から、海軍省における対応が詳細に読み取ることができるので、以下これを⁽⁸⁾示す。

三、先任副官右電報（※第七五番電（八三四）を指す）ヲ持参、議会列席中ノ大臣ニ報告
四、処置

- (1) 朝日ヲ派遣命令
 - (2) 軍事参議官、侍従武官ニ通知
 - (3) 総長殿下ニハ軍令部副官ヨリ電話（宝塚ホテル？）ニテ報告
 - (4) 在外武官、及各長官、司令官（鎮、要、艦隊、独立司令官）ニ軍務局長ヨリ通知
 - (5) 黒潮会ニ発表
 - (6) 大臣談ヲ黒潮会ニ発表
 - (7) 乗員家族ニ対シ大臣ノ見舞ヲ佐鎮ヲ通ジ伝達セシム
 - (8) 軍務局員（杉浦局員）ヲ佐世保ニ派遣
 - (9) 人事局ニテ乗艦仕官家族ニ通知
- （※筆者注）

これを見る限り、特に佐世保鎮守府に対しての情報統制に関する指示などは行われていないことがわかる。

また、「新聞社ニ与ヘタルモノ」と書かれた「海軍大臣談」として、昭和九年三月一二日付の史料もあり、恐らくこれは前述の「友鶴遭難ノ件覚」に記される「四、処置」の(6)と考えられ、

水雷艇友鶴ノ遭難ニ就テ、今迄接受セル情報ハ既ニ発表セル通りデアツテ、未ダ其ノ真相ニ就テ詳ニセザル所アルモ貴重ナル

陛下ノ艦艇ヲ損ジ、多数忠勇ナル将兵ヲ喪ヒタルハ、恐懼衰悼ノ至リニ堪ヘヌ

速ニ事件ノ真相ヲ究明シ、将来再ビ如斯不祥事ヲ惹起スルコトナカラシムコトヲ期スル覚悟デアル

と言う内容であるが、これほどの素早い対応が行なわれていたという点や、「深雪、電衝突事件」では大臣の声明すら出されていない点をも対照的といえる。ただ、佐世保鎮守府が既に事件について公表している点からすると、この時点では情報統制ができていく状況であることも考慮しなければならない。

特に注目される電報が、ロンドンの在英館付武官より海軍次官宛に発信された極秘電報「機密第二〇番電」（三月一九日一三時発、二〇日三時二〇分着信）である。この電報には、友鶴転覆に対するイギリス海軍省及び各国駐英武官からの同情が寄せられている旨と、計画上の欠陥に対しての意見が寄せられている旨が記されており、実際いくつかの参考意見も載せられている。以下にこの電文を示すと、

友鶴遭難ニ対シテハ、英国海軍省ハ素ヨリ列国大使館付武官迄多大ノ同情ヲ寄セタルガ、計画上相当無理ナラズヤトノ意見ヲ一般ニ有ス、其ノ二、三御参考ノ為左ノ通り

一、**サー、デイ、インコート**（元造船局長）、当時ノ事情判明セザレバ批評ノ限りニ非ザルモ、**スタビリチー**ノ問題ニテハ英国駆逐艦ノ計画ニ当リ、随分苦シミ多少ノ経験ヲ有セルガ、五吋砲ニ対シ結果ヨリ見テ幅不足セルニアラズヤト思ハル、**バラスト**ヲ積ムコトハ噸数及効果ノ点ヨリ賛成セズ、寧ロ**ブリストア**ノ如キモノヲ附着シ船腹ヲ増セバ必ず成功スベシト信ズ、申迄モナキコト乍ラ、重油燃燒槽ノ位置及大キサハ重大ナル関係ヲ有ス、

外国人ノ批評ヲ聴クコトモ興味アルベシ、当時ノ事情其他資料ノ提供アラバ、御希望アルニ於テハ意見ヲ喜ンデ開陳スベシ、

二、**デイキンス**情報部長、英海軍ハ経験ヲ重ンズ、所謂**タンク**ノ実験ハ、實際荒天ノ情況ヲ現出セズトスル吾人ノ意見ナリ、

三、仏国大使館付武官（大戦末期日本ニテ建造セシ駆逐艦ニ約一年艦長タリシ経験ヲ有ス）、仏駆逐艦ニテ感ゼザリシ**スタビリチー**ニ対スル危険ヲ感じタリ、仮令バ風強キ際日本ハ片舷ニ傾キタル儘航行スルニ

反シ、仏駆逐艦ニハ殆ンド此事ナシ、同官乗艦中後部水槽ハ真ニ止ムヲ得ザル場合ノ外、水ヲ入レシメザリキ、今回友鶴遭難ノ報ヲ聞キ、遂ニヤリタルカト、今更当時ヲ回想スト真面目ニ語りタリ。
というものである。^(二五)

ここからわかることは、まず、事故の情報及び「友鶴」の船体に関する情報がかなり詳細に外国に伝わっていたこと。また意見の詳細さから見ても、この事故に関して外国においてもかなり高い興味を持たれていた事が分かる。これは、この事件に関して海軍省が情報統制を行っていない事であった事の証左であり、不祥事件を世界に知らしめていたことを示すものとして、注目される史料であるように考えられる。

公文備考における「友鶴事件」に関しての史料は、「美保ヶ関事件」に関する史料同様にかんりの量があり、また詳細なものである。事故報告、査問委員会資料の他にも議会説明資料がいくつも残されており、追悼式に関する詳細な資料も多く残されているなど、査問委員会資料が欠落している「深雪、電衝突事件」とはかなりの差がある。

史料という観点から「深雪、電衝突事件」を見てみると、査問委員会の組織、日程表までは存在するものの、その査問委員会の報告書が含まれておらず、途中から同年三月二二日に発生した「函館大火」に対しての救援活動に関する公文書が差し込まれており、途中「深雪、電衝突事件」の見舞金に関する記事と混ざっている部分を最後に、事件に関する公文書は見当たらなくなっている。そもそも、『昭和九年公文備考T六卷』の表紙には「深雪、電、査問会」と記されているにも拘らず、別件の「函館大火」に関する記事を大量に差し込むことなども不可解と言わざるを得ない。

「友鶴事件」から三カ月後に発生した「深雪、電衝突事件」との間では、その事件への対応についても、公文書の取り扱いについてもあまりにもその差がありすぎるように感じられる。

第三節 「第四艦隊事件」の場合

では、「深雪、電衝突事件」以後に発生した事件については、どのように取り扱われているのであろうか。そこで、「友鶴事件」同様に軍縮期海軍において重大な事件となった「第四艦隊事件」について、公文備考における公文書から見て行きたいと考える。

昭和一〇年九月二十六日、大演習中にあつた第四艦隊は台風による荒天のため艦艇に大損害を受けた。特に駆逐艦「初雪」「夕霧」は大波浪を受け、艦橋直前で船体が切断、艦首喪失。また、ほとんどの艦艇が大小の損傷を受けた。これが「第四艦隊事件」である。この原因は船体の強度不足と想定以上の強力な波浪であつたことにあるが、特に船体強度の不足では、重量軽減のため強力材の鋼板が薄くされており、波の応力に対し耐えられなかつたことによる。この事件でも臨時艦艇性能改善調査委員会が発足し強度調査が行われた。就役後七年経過していた艦が突如強度不足と立証されたため、その後建造された巡洋艦・駆逐艦・空母までも強度に欠陥があると認められた。この補強作業は「一九三六年危機」が叫ばれていたこともあり、迅速かつ徹底的に行われた。

この事件で注目される公文書が残されている。それが、「機密第六六番電」である。この電文は昭和一〇年九月二七日三時一〇分戦艦比叡の中央審判部主席審判官発の電文で、宛先が次官（横浜鎮守府参謀長、大湊要港部参謀長）宛とされており、海軍省電信所受信は五時二四分である。その内容は、

今次ノ艦船ノ損傷ニ関スル部外発表ハ左記ニ依ラルルヲ適当ト思考ス

- 一、初雪・夕霧ハ荒天航行中触衝、両艦共艦首部相当大ナル破損ヲ生ズ、
- 二、其ノ他ノ死傷ヲ伴ハザルモノハ発表セザルコトトシ、発表スルモノハ異常ナル荒天中激浪ノ衝撃ニ依ルコトトス、
- 三、死傷者ニ関シテハ事実ノ通り、

- 四、右ハ何レモ演習実施中発生トス、
- 五、救護ニ関シテハ万全ヲ期シアリ、
- 六、損傷艦ヲ除キ他ハ演習続行ス。

というものであった。

実は、これに先立つ九月二十七日〇時に第四水雷戦隊司令官が旗艦巡洋艦「那珂」より、統監、第四艦隊長官に対して発信した極秘電文「機密第三三番電」が、海軍省電信所において〇時三五分に傍受されており、「夕霧初雪艦首切断ハ衝突ノ結果等トシテ発表セラルルヲ可ナリト認ム、右意見具申ス。」という内容のものが存在している。なお作成日時は二六日二〇時となっている。

これらの電文の内容を含めて、「機密第六六番電」を改めて検証してみると、「一、」に関しては「機密第三三番電」が元となっていることは明らかで、また、「四、」に関して言うと、今回事故で被害に遭った第四艦隊は九月二五日に函館を出港し、「第二期對抗演習発動点」すなわち、演習開始地点に向かう途中、二六日午後には台風に遭遇した事によって事故となった事を考えると、厳密に言えば「演習実施中発生」とは言いがたいわけである。

さらに、「六、」に関しては、「機密第五七番電」（九月二六日二三時三八分比叡発、二七日〇時七分海軍省電信所受信）の「一、對抗演習及特別演習ヲ取止ム」という内容から明らかなように演習は中止されている。なお、この電文は演習統監より演習部隊、統監部員に発信されたものであり、この演習はその後計画を変更して「第二特別演習」として一〇月二日に延期されることとなる。

つまり、この「機密第六六番電」は、情報統制を意図して発信されたものであることは明らかである。では、実際九月二七日に公表された内容はどうかであったのかというと、

昨二十六日午後本州東方海面ヲ通過セル異常ナル台風ニ遭遇シタル第四艦隊ハ、最大風速三十五米秒ノ荒天ヲ冒シ演習ニ従事中、激浪ニ依リ駆逐艦初雪、夕霧ハ船体ニ相当大ナル損害ヲ被リ、睦月及菊月亦若干ノ被

害アリ（中略）

曩ニ足柄砲塔ノ災厄アリ、今次又カカル事故ヲ生ジ乗組将士ニ多数ノ犠牲者ヲ出シタルハ、洵ニ痛惜ノ至ニ堪ヘズ、行方不明者ニ対シテハ目下極力搜索中ニシテ、現場付近ノ天候ハ昨夜来漸次回復シツツアリ大演習ハ尚之等ノ艦船ヲ除キ続行中ナリ

（註）
というものであった。

「機密第六六番電」と比較すると、事故原因が台風による衝突ではなく、台風によるものであるとされていることから、事実に近い内容ではあるが、その他は概ね「機密第六六番電」の方針に沿っている。（睦月、菊月から死者、負傷者が発生している。また、鳳翔からは行方不明者が出ており、中略部分に全ての死者、行方不明者、負傷者名が記されている）

ただ、ある程度事実には近づけられているものの、被害規模は伏せられており、また、「機密第六六番電」に記されたとおり、死傷者の出ていない艦船に関しての船体の被害などは伏せられている。特に、船体被害に関しては、「深雪、電衝突事件」のときの公表同様^(註)に過小、あるいは事故の規模の判断を難しくする内容とされている。

（註）
というのも、この公表に到る前段階として、「新聞発表案」という公文書も残されており、それによると、

昨二十六日午後、本州東方海面ヲ通過セル異常ナル台風ニ遭遇シタル第四艦隊ハ、最大風速三十五米秒ノ荒天ヲ冒シ演習ニ従事中、駆逐艦初雪、夕霧ハ艦首部ニ相当大ナル損害ヲ被リ、睦月及菊月ハ激浪ニ依リ艦橋ヲ衝撃セラレ之亦若干ノ被害アリ

曩ニ足柄砲塔ノ災厄アリ、今次又カカル事故ヲ生ジ乗組将士ニ多数ノ犠牲者ヲ出シタルハ、洵ニ痛惜ノ至ニ堪ヘズ、行方不明者ニ対シテハ目下極力搜索中ニシテ、現場付近ノ天候ハ昨夜来漸次回復シツツアリ大演習ハ尚之等ノ艦船ヲ除キ続行ノ予定ナリ（以下略）（傍線筆者注）

（註）
という内容であり、明らかに公表した文で被害の情報を隠そうとしていることが分かる。また、原案（本文には

大きく「廃案」と書かれている）ではその後の演習が「続行ノ予定ナリ」となっていることが注目され、逆に、公表した文で演習をその後も「続行中ナリ」としていることで、行方不明者を「目下極力捜索中」という内容と矛盾しており、話の筋が通っていない。表面上を取り繕おうとした結果が裏目に出ているといえる。

この事故の公表までの経緯を見ると、先ず現地において公表内容が提案され、その後それがまとめられて海軍省へと提案され、海軍省が最終的に公表内容を吟味して公表へと到ったという流れが見えてくる。しかも、いずれの段階でも事実を隠そうとする動きが見られていることがはっきりしており、その早さと流れを見ても用意周到なものといえる。

電報についてはもうひとつ興味深いものに、「海軍機密第三七号 極秘 第四艦隊遭難足柄事故関係電報ニ関スル調査並ニ所見」(昭和十年十月一日海軍省電信課)という表題の史料がある。^(註) ちなみに「足柄事故」というのは、第四艦隊事件に先立つ昭和一〇年九月一四日に巡洋艦「足柄」の二番砲塔で発生した火災事故のことである。

この史料では、「足柄事故」と第四艦隊事件における電報のやり取りについて調査及び所見を述べたもので、暗号、平文別の取扱電報量など興味深い情報が載せられている。「足柄事故」では、発生後の第一報が作成時間から海軍省の電信課受付に届くまで五時間以上を要したことや、概報においての交信上の錯誤多発による遅れに言及して、所見においてその原因を、「至急」または「緊急」などの指定を行っていないことが原因があるとしている。

第四艦隊事件については、事件発生時の「初雪切斷 SOS」^(註)を、たまたま横須賀鎮守府において傍受したことが電話で海軍省電信課に伝えられた事でその後の対応が円滑に進んだとして、所見には東京電信所の傍受施設の設置や電信課の終夜当直の充実などの研究の必要性が説かれている。このような調査や所見は「深雪、電衝突事件」の際には行われていなかったようであり、いかに今回の事故が海軍省において大きな衝撃を与えていたのかが見えるが、「深雪、電衝突事件」後にも同様の調査を行っていたなら、今回の第四艦隊事件の所見のようなこと

はなかつたともいえる。

ここまで「深雪、電衝突事件」について、主に公文備考の中から電報史料を利用して現地部隊と海軍省についての電報のやり取りを見てゆくとともに、その後の事件公表に対する海軍省においての動きを、それ以前の事故である「友鶴事件」と、それ以後の「第四艦隊事件」と比較しながら見てきた。確かに、事故そのものは比較できる性質のものではないが、それでもその対応に関しては何かしらの流れが出来ているもので、その一端が垣間見えたように思われる。すなわち、海軍省においては「美保ヶ関事件」も含め「友鶴事件」までは事故に対しては概ね情報に手を加えないでそのまま情報を公表していること、一方で「深雪、電衝突事件」を契機に情報を統制し、または操作することによって事実をそのままの形では国民に伝えない傾向が出てきたことである。

軍縮期ということで行われてきた「猛訓練」によって、度重なる演習事故を起こしてきた上に、遂には、数の不利を性能差で補おうとした結果、艦艇設計上「無理」を犯してきたことが世界の知るところとなった。その時期に、またしても発生した演習事故が「深雪、電衝突事件」であったわけで、海軍としては「代艦建造」のためにも、慎重な対応をとろうとした結果が「情報統制」だったわけである。

確かに全ての事件事故を検証しない限り、結論としては信憑性を欠くものかもしれない。ただ、この昭和九、一〇年という比較的近い時期に大きな事故が集中しており、しかもその対応が大きく二つに分かれるということは紛れも無い事実であり、この頃少しづつ何かが変わっていたと考える必要はあると考えられる。

註

(1) 昭和二年八月二六日付『東京朝日新聞』夕刊。

(2) 海軍省『昭和二年公文備考 艦船二十六、卷五十五、査問関係、神通蔵及那珂葦衝突事件、二止』(防衛研

- 究所図書館所蔵) 八五三頁。
- (3) 昭和二年八月二七日『東京朝日新聞』朝刊。
- (4) 海軍省『昭和二年公文備考 艦船二十、卷四十九、歲葦遭難搜索報告』(防衛研究所図書館所蔵) 一〇〇五頁。
- (5) 同右、一〇〇六頁。
- (6) 海軍省『昭和九年公文備考 T事件、災害、卷五』(防衛研究所図書館所蔵) 三四四頁。
- (7) 海軍省『昭和九年公文備考 T事件、災害、卷二』(防衛研究所図書館所蔵) 五九頁。
- (8) 同右、六〇頁。
- (9) 同右、八二頁。
- (10) 当局が事故の情報を把握するのに手間取った原因の一つとして、「佐鎮機密第一〇三号ノ二、友鶴遭難に関する部外通信の件」(海軍省『昭和九年公文備考 Q通信、交通・気象・時、卷一』)によると、事故発生後長崎無線局が転覆漂流する船、すなわち友鶴の目撃に關しての通報を受け取っていないながら、それが海軍の艦艇とは思わなかったため、当局への通報を怠ったことが挙げられる。
- (11) 前掲『昭和九年公文備考 T事件、災害、卷二』、八五頁。
- (12) 海軍省『昭和十年公文備考 T事件、災害、卷三、足柄砲塔事件關係電』(防衛研究所図書館所蔵) 六〇頁。
- (13) 同右、一四〇頁。
- (14) 同右、二三三頁。
- (15) 同右、五四頁。
- (16) 同右、五六頁。機密第一一七番電を指す。
- (17) 同右、二二一頁—二二六頁。

(2 0)
同右、
三八
四頁。

(1 9)
同右、
三七
八頁。

(1 8)
同右、
二二
七頁。

第四章 軍縮期末頃の海軍と情報政策

第一節 情報の秘匿と海軍の組織的性格

これまで第一章では軍縮期という時代背景、それに加えて一九三〇年代前半の新聞を始めとした言論界の動向、及び内務省による検閲の実態について、第二章では情報統制の一つの実例として「深雪・電衝突事件」を検証し、第三章ではこの時期に発生した他の演習事故での事故情報公開の事例をいくつか挙げるとともに、その違いや「深雪・電衝突事件」に於ける情報政策の特殊性を概観してきたわけであるが、これら時代背景や実例などを踏まえ、ここでは同時期の海軍における情報の秘匿や記事差止めなどの情報統制政策の実態を見てゆきたいと考える。

当時の海軍の情報政策から見ると、特に宣伝活動（プロパガンダ）が活発であった。これは昭和五（一九三〇）年の第一次ロンドン海軍軍縮会議において言論界との連携が不十分であったこともあり、海軍の所要兵力量に関する主張が国民の隅々にまで浸透していなかったため、国内の世論統一、世論支持の獲得がうまくいかなかったという反省に基づいており、政治的な世論形成、世論誘導形成を目的として昭和七（一九三二）年にそれまでの「軍事普及委員会」から「海軍軍事普及部」へと組織の改編強化が行なわれ、海軍省軍務局の下に属していた委員会を独立させ、その規模を強化することで海軍のプロパガンダ専門組織として機能充実が図られたことに原因がある。

この海軍軍事普及部はプロパガンダ活動に関しては主にイメージ戦略を重視しており、映画やラジオ、展覧会など娯楽性の高いイベントを積極活用するとともに、それまで海軍では重視されてこなかった海軍協会や有終会などの地方レベルの海軍関係の民間団体を積極的に利用した、世論誘導を地方に根ざした外郭団体から進めるとともに、「関係省庁、海軍関係諸団体を統合し、自己の統制下に置きながら互いに協力させることで、地方レベルにおける軍事普及推進のネットワークを構築していった」⁽¹⁾。

これらの活動は、次期軍縮会議に向けた対応として行なわれた活動であったが、この活発な国防思想普及運動は昭和九（一九三四）年ないしは昭和一〇年ころまでには海軍の重要性について海軍の望む方向に世論形成がなされたこともあり、昭和九年末に第二次ロンドン海軍軍縮会議の予備会商の決裂の後おこなったワシントン海軍軍縮条約の破棄通告に対しても、国内的には大きな反発、反対論調もなく「比較的スムーズに」⁽²⁾実施することが可能なレベルにまで達していた。満州事変以前の軍縮賛成論調からすると目覚ましい効果であり、この宣伝活動も一応の成功であったといえる。

このように目覚ましい宣伝活動をおこなっていた「海軍軍事普及部」であるが、宣伝活動のみならず、これと同時に「内外新聞、雑誌及写真ノ検閲ニ関スル事項」⁽³⁾という検閲機能をも担っており、実質的には海軍における広報機関であると同時に情報統制機関という性格の組織であった。

海軍軍事普及部「極秘 昭和十年度海軍軍事宣伝普及及実施計画」の「昭和十年度邦字新聞通信指導統制実施計画（第二案）」によると、「新聞及通信記事ノ統制」⁽⁴⁾として、

調査

(一) 毎日成ルベク速ニ所載記事、特ニ論説ヲ調査シ

(二) 海軍ニ不利ナル記事ヲ掲載セルモノニ対シテハ、適當ナル処置ヲ取ル

(三) 論調ヲ検討拔萃シ、之ガ推移ヲ明ニス

(四) 論調不利ニ傾カントスル虞アル場合ハ、機ヲ逸セズ先制的ニ注意ヲ喚起シ、又ハ誤解ヲ解クガ如キ手段ヲ構ズ

(五) 論調ノ動向不利ナルモノニ対シテハ特ニ嚴重ニ監視ス

(六) 書籍雑誌ノ広告ヲ調査シ、書籍雑誌検閲ノ資ニ供ス
非常手段

臨機関係当局ト連絡ヲ取り、記事差シ止メ其ノ他適當ナル手段ヲ取ル

また、「新聞社、通信社在外特派員ノ指導統制」として、⁽⁵⁾

(一) 在外通信員ヨリノ通信ヲ成ルベク速ニ検閲、不利ナル通信ノ発信ニ関シテハ之ガ停止ノ手段ヲ、同ジク受信ニ関シテハ掲載ヲ差止ムル等ノ手段ヲ構ズ又在外大使館付武官ヲ通ジテ通信員ニ所要ノ注意ヲ與フなど、細かい調査と厳しい措置を企図していたことが分かる。ただ、これらは主に「非常手段」ということであり、黒潮会など海軍省の記者クラブに対しての対応⁽⁶⁾を見ると、

黒潮会員ノ動向ハ新聞ノ論調ニ直接影響スル所大ナルヲ以テ、特ニ深甚ノ注意ヲ拂フ、之ガ指導統制ニ関シ準抛スベキ事、左ノ如シ

(一) 黒潮会員トノ接触ニハ其ノ立場ヲ考慮シ、新聞社幹部トノ連絡ハ之ヲ通ジテ行フヲ例トス

(二) 黒潮会員ヲ通ジテ他ノ記者倶楽部ト密接ナル連絡ヲ保持ス

(三) 黒潮会員ノ海軍ニ関スル識量ヲ豊富ナラシムルハ、其ノ論旨ニ威力ヲ加フル所以ナルヲ以テ、毎日左記ニ依リ会見所要情報ヲ與フルト共ニ、海軍知識ヲ向上セシムル如クス(中略)

又、重要ナル時事問題発生セル場合等ニ於テハ、臨機座談会ヲ開催ス

(四) 海軍省ニ出入スル社会部記者ノ指導ニ関シテハ、黒潮会員ニ準ズ

と、指導統制に関しては比較的緩やかな方針であったことが分かる。基本的には直接的な指導よりも間接的なアプローチからの誘導による方針であり、記事の差し止めに関しても、基本的には直接軍事機密に関わるものでなければ、反対意見などに関しては寛容であり差し止めまでには至らないのが通例であった。これに関連して「一九三六(昭和一一)年一月に行なわれた部内軍事普及関係者の会合では、軍事普及部一課長(新聞担当)自らが軍事普及部の業務は『指導統制』ではなく『連絡総合』であるとの発言をし、また参加者から陸軍式の積極的な『国民について来い式』宣伝・指導についても否定的な意見が出るなど、直接的な方法を好まなかった様子が示

されている」と「海軍軍事普及部」の基本的なスタンスを示す指摘もある。

しかしながら、非常手段として用いられていた「差止め処分」であるが、実際の海軍の差止め事項の発令件数を見てみると、表②のような状況であったことが分かり、海軍の場合満州事変発生の昭和六年までほとんど発令されていない状況であったが、それ以降、すなわち「海軍軍事普及部」が活発な活動を展開していた時期である昭和七年以降から九年末までの発令件数を見ると「陸軍ニ関スル事項」三五件に対して、「海軍ニ関スル事項」三〇件、その後解除もしくは自然消滅した件数は「陸軍」三三件、「海軍」二四件。昭和四年から九年現在までの有効件数「陸軍」八件、「海軍」六件というように、ほぼ海軍、陸軍ともに同じ状況であったことが分かる、発行されてからの差止め処分に関しては寛容な対応であったかもしれないが、発行以前の時点から規制している状況は陸軍と同程度で、情報規制は陸軍同様に比較的厳しかったといえる。

ただここで注意しないといけないのは、「差止事項」の内容である。その内容を見てみるとほとんどが純軍事関係の差し止め内容であり、戦略上あるいは作戦上の重要情報含む内容の事項ばかりであることは陸海軍共通している。中には陸軍の「古賀連隊ノ軍旗問題ニ関スル件」(懇談、発令昭和七年一月一日、翌日解除)や「安東ニ於テ自教セル三等主計正志賀太刀雄ノ所持品ノ出所等ニ関スル件」(警告、発令昭和八年五月四日、自然解除昭和八年一月三十一日)のように直接軍事関係に繋がりにくいものの中にはあるが、ただ、陸軍には無く海軍には存在するある種の特徴があり、前述の例外は別として陸軍の「差止事項」は軍事的性格のものしかないのに反して、海軍はそれ以外に政治的な性格を帯びた「差止事項」が多いということがそれである。例として挙げるならば、

- ・ 本日横須賀海軍々法会議ニ於ケル被告人三上卓ノ供述中、元谷口軍令部長ガ対米作戦問題ニ付東郷元帥ヨリ叱責セラレタリトノ事項ニ関スル件(警告、発令昭和八年八月一日、自然消滅昭和九年七月三十一日)
- ・ 本日海軍々法会議ニ於ケル被告人三上卓ノ陳述中、宮中ノ現状ニ関スル事項ニ関スル件(示達、発令昭和八年八月四日、自然消滅昭和九年七月三十一日)

- ・五・一五事件ノ件ニ関連シ、海軍士官ノクラス会下士官兵ノ集会等海軍部内ニ不穩ノ運動アリトナスガ如キ事項ニ関スル件（示達、発令昭和八年九月一七日、自然消滅昭和八年一月二三日）
- ・一月二十六日予算總會ニ於ケル海軍關係予算ニ関スル件（示達、発令昭和九年一月二六日、自然消滅昭和九年七月三一日）
- ・駆逐艦深雪電ノ衝突事件ニ関スル件（示達、発令昭和九年七月一日、自然消滅昭和九年七月三一日）
- ・昭和十年度海軍々縮會議ニ対スル帝國政府ノ対策ト誤解サルノ虞アル具体的数字ニ関スル件（示達、発令昭和九年八月二九日）

というものが主なものである。前半三つは五・一五事件に関するもので、予算總會に關しては軍備拡張計画の一つである所謂②計画に關するものと考えられ、「昭和十年度海軍々縮會議」は第二次ロンドン軍縮會議を指す。

この中で一件だけ演習事故に關して「深雪、電衝突事件」を入れたのは前述の如く、この差止めが代艦建造を前提とした情報統制であることが分かつているからであるが、そもそも、演習事故に關しての記事差止事項の発令自体が非常に珍しいことが調べてみると分かった。

この事件以外の昭和四年から九年にかけての演習事故に關する差止事項発令は、「本日旅順港外ニ於テ駆逐艦葛ガ座礁シタル件」（示達、発令昭和八年三月二〇日、翌日解除）のみである。この事件は旅順港外の海水浴場に駆逐艦「葛」が座礁した事件であり、人目につきやすい場所での事故であり軍事機密上からの措置であると考えられ、その証拠に翌日現場から曳航され修理に向かったことで差止めは解除されている。

もちろん、この時期には「早蕨転覆事件」や「友鶴事件」など他に何件もの演習事故が発生しているわけであり、それら大事故において差し止め処分がなされていないなどを含めて考えてみても、「深雪、電衝突事件」がただの演習事故にとどまらず、政治的な問題をも孕んでいたことを示していたということができる。

いずれにせよ、昭和四年から九年においては陸軍ではこのように政治的内容の「差止事項」を見ることはなく、

海軍の特徴であったといえる。しかも、そのほとんどが「示達」であったことや、軍縮会議に関しても「外交事項」として外務省に任せていないことなどからしても、かなり神経質に取り扱っていたことが分かる。

これらのことから海軍における差止めに関する「寛容」というのは、十分な情報規制をした上でのことであったことがいえるようにも考えられる。それでは、情報統制としての情報の「操作」や「秘匿」についてはどのような状況であったのであろうか。

実際のところ、これらの問題はその性質上史的にも残りにくいものであり、どの程度の規模でおこなわれていたのか実態を把握することは困難であるが、前章で見たように軍縮期の始めから中ごろの時期においての演習事故に関しての発表内容と実際の事故状況を照らし合わせてみても、情報の「操作」、「秘匿」などは見られないように感じられる。

演習事故の情報の秘匿に関してみると、遡って明治四三（一九一〇）年四月一五日に発生した「第六号潜水艇沈没事故」があげられる。この事故の真相秘匿と一方で事故死した艇長以下一四名の殉職を英雄視する海軍当局の報道の実態を考察した研究として山本政雄「第六号潜水艇沈没事故と海軍の対応―日露戦争後の海軍拡張を巡る状況に関する一考察―」がある。

この事故では発生当初よりおこなわれた沈没原因調査及び査問会などによって、その原因が佐久間艇長の不注意が最大の原因であり、この他にも当時の潜水艇としては異例の単独訓練行動の強行という上級指揮官の命令範囲を逸脱した行為も事故原因の副因ともなっていたことが判明、佐久間艇長が生存していた場合には「其責任ヲ免カレサルモノト認ム」と言う厳しい見方であり、責任の所在なども明らかにされていた。しかし事実が判明する以前、沈没した第六号潜水艇が引き上げられた直後に佐久間艇長の遺書が公開されると、海軍部内に留まらず日本中でその勇敢さが称えられることとなる。この遺書は軍人の美徳を象徴するものとして、軍人の士気高揚のためだけでなく、戦前の国定教科書の中「沈勇」などとして道徳教育あるいは忠君愛国の国民教育に用いられる

ことになるなど、海軍の査問内容とは違い佐久間艇長を神格化する方向へと進んでいった。

これには時代背景が関係しており、日露戦勝直後の高揚した国民感情の中での軍備、国力充実という風潮が戦後恐慌により沈静化していた時期であり、また、反軍的な社会主義運動という「政府・軍当局が推進しようとする軍備政策への逆風」の中で、この佐久間艇長の殉職と遺書が絶好の宣伝材料として利用されたわけで、「潜水艇の事故という、当事者としては本来積極的に報道したくない事案であるはずだが、それほど艇長遺書は絶大な宣伝意義を有していると理解されていた」と考察している。

このような状況にあつて、その後も事故調査や査問会で明らかになった事実は隠蔽されたままであり、その後の海軍内部だけでなく潜水艦関係者にも事実関係の認識がなかったということや真相秘匿の事実を示唆するものとして、事故関係史料自体が公文備考の目次に記載されていないことなど「これが戦前の海軍省では嚴重に保管され、かつ容易に検索できないよう配慮されていたのではないかと推測」されている。この事件からは海軍部内を含めた情報の徹底したコントロールによつて、事実とは違った方向に事件認識を誘導するという海軍当局の思惑通りに推移したものといえる。

では、「深雪・電衝突事件」の場合はどうか。最終的には深雪全失の事実を認めることとなるが、あくまで詳細については秘匿したままであり、新聞記事の差止めに関して七月末まで続き、自主的な解除をおこなうわけでもなく自然消滅というかたちをとっている。また、査問会開催についての公表は行っていないもの、その後責任の所在を明らかにしていないばかりか、査問会の結果に関しての公表すらしていない。実際史料としても日程表、委員の事務内容などの史料を残して査問会の聴取書、査定書などの史料は残されていないような状態である。

この事故における情報の秘匿において重要と考えられるポイントは一度目の公表後に作成されたと推測される「駆逐艦深雪沈没部外発表ノ件」にあると考えられ、当時の海軍省における事故に対する率直な考え方が垣間見

えるように感じられる。

この中で強調される部分は、「代艦建造」と、「種々疑惑ヲ生ゼシムル虞」である。実際、深雪の前失を長期間隠蔽できることではない上に、これを隠蔽したままでは代艦建造もままならない上に、海軍に対する信頼も失うことにより今後の海軍拡張に支障をきたす恐れもある。特にこの時期は、友鶴事件後の臨時艦艇性能調査委員会による報告が出された直後であり、復元力不足の艦に対する対策がおこなわれようとしていた矢先の時期であると同時に、昭和九年六月一日より第二次ロンドン会議予備交渉が始まっており、この予備交渉が不調に終わった場合には日本代表に与えられた訓令の主旨に従って日本がワシントン条約の破棄をすることが決まっていた。実際、同年一月二十九日には条約破棄通告をおこなうこととなるのである。「条約は破棄通告後二年間は効力を持つ規定となっているので、条約期間満了とともにこれを失効させるためには昭和九年中に通告を行なう必要がある」と^(五)。このような状況下、その後の無条約時代を見越した海軍拡張計画を円滑に進めるためにも海軍に対する信頼を失うことは得策ではなかったわけであり、代艦建造以上に不祥事による「種々疑念」は避ける必要があるものと考えられる。

これを踏まえて後の第四艦隊事件との違いを考えてみると、「猛訓練」による事故と、「台風」による事故という違いがあり、この間には事故に対する大きな意識の違いがあるように見える。つまり「深雪・電衝突事件」は過度に危険な演習による不祥事であり、「第四艦隊事件」は避けがたい天災による事故であったという事故原因の違いがあり、そこに両事件の情報秘匿における程度の違いの原因があると見ることができると考えられる。結果的には艦船性能に対して大きな問題が判明することとなる「第四艦隊事件」であるが、情報統制自体に関してはある程度の情報の秘匿を行なっているものの「深雪・電衝突事件」に比べて緩く、新聞の差止めなども発令していない。なにより、艦艇が沈没していないことも大きな要素で、被害は大きいものの船を沈めないで代艦建造の必要もなかったことは海軍の信用問題からしても重要なことであるように考えられる。海軍においては、この

ような信用、信頼という「イメージ」を重視していたようである。

その後の太平洋戦争における戦果発表に関して見てみると、開戦翌日には海軍より戦果発表に関して伊藤軍令部次長が「今次戦争における戦果の発表は、修飾することなく真実そのままを発表することと致したし」と、陸軍部田辺参謀次長に申し合わせを行なっており、「戦果発表の確否は国民の戦意の興廃、軍に対する国民の信頼のいかんを決する重大な要因となるので」このような申し合わせが行なわれたわけであり、実際開戦後しばらくの間の戦果発表は正確に行なわれていた。

しかし、ミッドウェー海戦の敗北時の昭和一七年六月九日には、同じ伊藤次長が陸軍部の杉山参謀総長、田辺次長、田中第一部長に対して海軍作戦が重大な危機に陥っていることを率直に述べ、戦況を如何に発表すべきか苦しんでいることを告げた。この時海軍部では、真実をそのまま発表することは海軍及び国内全般に戦局に対する正しい認識を与え国を挙げて難局打開を盛り上げていく利点がある一方で、国民の士気を低下させる恐れがあるなどの不利があり、どちらかという国民性からみても士気低下の不安が大きいと判断され、陸軍部も同じ意見から「しかるべく手加減を加えて発表されればよからうとの意見」であった。この時海軍部が発表案として提示したのは

わが損害 空母一隻喪失、一隻大破、一隻中破

巡洋艦一隻大破

わが戦果 空母一隻撃沈、一隻大破

巡洋艦一隻大破

という内容で陸軍部も了承した内容であり、おおむね引き分け程度の内容に抑えている。しかし翌日六月一日の大本営政府連絡懇談会（大本営政府連絡会議と同じ）で海軍部は、

わが戦果 空母（エンタープライズ型）一隻撃沈

その他空母一隻

わが損害 空母一隻喪失、空母一隻、巡洋艦一隻大破

という内容に戦果が拡大訂正され、総理もこの内容からなるべく早い公表を要望した。そしてその後大本営が一日一五時三〇分に発表したものが「はじめに」の最初に書かれた内容のものである。この内容では国民の士気は低下しないかもしれないが、国民に難局にあることを伝えることは困難であり、国民はおろか、陸海両軍に戦局認識を誤らせることとなる。それは、同じ大本営陸軍部戦争指導班において作成されていた『機密戦争日誌』の中にも垣間見られ、昭和一七年六月九日の記述によると、

一、「ミッドウエー」海戦は帝国海軍ノ敗勢ヲ以テ終了セルカ如ク、帝国ノ「ミッドウエー」攻略ノ作戦目的ハ遂ニ頓坐ス

海戦以来最初ノ黒星海軍トシテハ断腸ノ思ナルヘク、陸軍トシテモ哀心遺憾ニ堪ヘズ

然レトモ光明ノ明滅ハ戦ノ常道ナリ

(中略) 航母数隻ノ損傷一時的ニハ致命的打撃トハ言ヘ、戦争ノ前途ハ尚遠遠鞏固ナル意思ヲ堅持シ、戦争目的ノ完遂ニ邁進スヘキナリ

また、翌六月一〇日には、

一、「ミッドウエー」海戦「アリユーシヤン」作戦ノ戦果ニ関シ大本営発表ス

海軍苦シイ発表同情ヲ表ス

遂ニ「ミッドウエー」作戦ノ作戦目的達成セス

二、海軍ノ損傷本年末迄ニハ完全ニ恢復スヘシト言フ

等々記述しており、ここからは同じ大本営にあっても陸軍部の楽観的な認識が窺える。

また、同じ大本営であっても比較的下部組織に位置づけられていた陸軍部「戦争指導班」までは実際の戦果や

被害の情報が入っていないことが窺える。この「戦争指導班」はそれほど影響力がある組織であるとは言えないが「長期的・総合的な観点から戦争指導や国防国策の企画・立案を行うという任務」⁽¹⁸⁾を持つ組織であったが、それにも拘らずこのように情報がまともに入っていない状態であったわけで、戦局認識を誤るのも致し方がないといえよう。

戦史叢書『大本営海軍部・連合艦隊(二)』によると「福留軍令部第一部長は戦後『あまりに損害が重大であったので、やむを得ずあのように発表したのが、今から考えると秘匿が極端にすぎて適当でなかった』と回想している。問題は損害の量よりも、勝ち戦の印象を強く与えて戦局を誤解させた点であろう」としているが、士気の低下を防ぐためであれば、過大な戦果は必要ではないにも拘らず、海軍は大敗の海戦をわざわざ戦果を拡大する発表にまで膨らませたわけで、ここからも海軍の「イメージ」を重視する姿勢がうかがえる。このように、海軍は信用、信頼という「イメージ」を優先するあまり、その時々々の状況や情報の内容次第で事実の通りに発表したり、秘匿隠蔽するなどその態度を変えることが度々見られ、そこにこそ海軍の性格の一つが見られるように考えるのである。

以上見てきたように、海軍の情報統制は軍事事項はもとより、それと同じくらいに「政治的」事項に関して行なうことに意味があったようで、これは「海軍軍事普及部」への組織改編や「差止め」事項、あるいは情報秘匿の特徴などから窺える。特にこの「政治的」事項に関する情報統制は国内における組織の立場を強化する為というよりも、「イメージ」、すなわち国内における海軍に対する信頼や信用を向上あるいは低下させない為に活発に行なわれているような印象を受ける。

第二節 軍縮期末頃の海軍情報政策

以上、軍縮条約時代という時代背景、及びその中での一九三〇年代前半頃の言論界と言論規制の実情を踏まえ、昭和九年に発生した「深雪・電衝突事件」の事故処理を詳細に検証しつつ、その中で行われていた情報統制政策に注目してこの時期の他の事故との比較を絡めてその状況を明らかにしてきた。またそれと同時に海軍の情報政策がいかなるものであったかも見てきたわけであるが、その中でここでは明らかにしてきたことを改めてまとめおきたいと考える。

この当時、特に満州事変後の日本における言論界はそれ以前の時代とは違い、言論の「自由」は急速に失われていった時期であり、これに反して急速に当局の規制が強まる時期であった。それと同時に、国の向かう方向も国際協調の時代から急速に大陸進出に向かった時代であることは注目される。

一方で、当時の国の向かう方向とは異なり、海軍は依然として国際協調路線の名残である軍縮条約（ワシントン・ロンドン両軍縮条約）の規制下にあり、艦艇建造を規制されていたことで、その戦略（「対米七割論」を基本とした対米戦構想）の維持という観点からその「しわ寄せ」が猛烈な訓練や、艦艇の過度な重武装化などという形となって現れていた。この「しわ寄せ」は結果的に度重なる演習事故を引き起こし、多くの将兵と艦艇の損失となつて海軍の不祥事を世間にさらすこととなる。この不祥事の一つが「深雪・電衝突事件」であつたが、この事件には軍縮期海軍において発生した他の事件とは違う特徴があつた。それが情報統制である。

この事故以前にも「美保ヶ関事件」、さらに「深雪・電衝突事件」直前に発生した「友鶴事件」等死傷者を多数伴い、または艦艇を喪失するような大事故が数多く発生していた。しかしそれらの事故処理においては特定情報の秘匿、情報統制との手段を用いた形跡は見られず、あるいは多少の秘匿があつた可能性は否定できないが、少なくとも「深雪・電衝突事件」の事故処理で行なわれたような明らかな情報統制はそれらの事件では見ることはできなかった。

「深雪・電衝突事件」の事故処理に見られるポイントは情報伝達の不備に見られ、現地部隊間及び現地部隊と

海軍省間におけるそれぞれの事故情報の伝達が円滑でなかったがために、事故処理の中心であった海軍省では事故と現地の事故への対応について詳細を把握しきれていなかった。それは結果的に天皇への上奏や一回目の公表時に間違った事故対応説明の公表へとつながってしまい、その後事故対応の詳細情報を受け取るに及んで事故の詳細と事故対応の情報を秘匿する動きへと進む。特に、当初艦艇が沈没していないと楽観視していたが、実際には半日以上前に沈没していたことを知り、事態の深刻さを認識した時点で海軍省の対応も一変して、急遽新聞記事差止め、「深雪」沈没に関しては厳秘として情報のリークを抑える動きに出ることとなった。

この動きは、もちろん間違えた情報を公開したことが世間に判明するのを抑える動きであると同時に、「代艦建造」を前提として、それ以上の不祥事の拡大を恐れての行動であったことと、艦艇の救出作業上の失態を隠蔽することを目的としたものであった。いずれにしても、これらの動きからわかることは海軍が信頼を失うことを恐れての行動であったことは確かであり、公表した情報が実は間違っていたことが判明すると一般の海軍に対する不信任は増大することとなり、また「代艦建造」にしても予算を必要とする以上国民の理解は必要であり不祥事による信頼の低下はどうしても避けたかわけである。海軍省がこの時採った情報統制という手段からは、そのイメージ低下を抑えようとしていた海軍の考えが見えてくると考えられる。

情報統制に関してみても、当時は比較的詳細情報を規制しやすい状況にあったことは重要で、軍縮期の始め頃であればこれほど露骨な情報統制は行えるような状況ではなかった。そういう意味では、当時の時代背景が海軍の情報統制政策に少なからず影響していたことは明らかである。実際、この後海軍が「第四艦隊事件」でも情報統制を行っていることを見てもその傾向があるといえると同時に、「深雪・電衝突事件」がそのターンニングポイントとなったと見ることもできる。

また、海軍の情報統制政策の特徴を見たとき、この事件にも見られるように軍事機密保護など純軍事的性格よりも、信頼や信用という「イメージ」など、どちらかと言えば「政治的」な思惑が作用していることが明らかに

なったことは注目される。

それは、「深雪・電衝突事件」一回目の公表において上奏文とは違い、事故の規模を意図的に過小に止めて公表した事実や、実際に秘匿されていた内容が海軍の失態に関することであった事実、また古くは日露戦後すぐに発生した「第六号潜水艇沈没事故」に見られる事例、あるいは、海軍省が行なった新聞記事差止め指定の内容に関連してみてもそれらの特徴が現れており、後の太平洋戦争における開戦当初の海軍側からの申し出による戦果の事実通りの公表方針と、これに対してミッドウェー海戦敗退時における海軍側の被害過小化の動きと戦果拡大の動きなどにも見られる。これらの動きに共通しているものが海軍に対するイメージ低下の抑制、あるいはイメージ向上というものであった。

このように海軍においては情報統制と「イメージ」というものが密接な関係を有していると思われるわけであるが、では海軍において、この「イメージ」とはどういう意味があったのであろうか。次節では海軍における「イメージ」すなわち信用・信頼というものの関係を明らかにすると共に、その上で「イメージ」と情報統制の関係に注目して日露戦後から太平洋戦争へと至る海軍の情報政策の流れを明らかにしてゆく。その中で、それぞれの時代において海軍の情報政策と「イメージ」がどのように作用していたのかについてもまた概観してゆくこととする。

第三節 海軍情報政策の転換過程

海軍に限らず、情報の秘匿とそのコントロールという情報統制は組織の運営上ある程度は必要な行為であるが、特に政府機関、なかならずく軍部においてはその重要性は非常に高いはずである。というのも、軍部は国内に対しては膨大な予算を必要とする組織であったにもかかわらず、その予算分の効果が発揮されているのか分かりにく

く、また多数の人員が徴兵されていることなども含め多分に国民の理解を必要とする組織であったこと。一方で外国に対しても、その軍事力の優位が国際的立場の秤となっていた帝国主義的な国際社会の状況の中で、多大な予算をかけた軍事力の実態を外国に知られることは大きな損失、ひいては国の存亡にもかかわるような重大事であった。このため軍部は軍事力の実態という情報を軍事機密として秘匿するとともに、国民に対するイメージ向上のための情報操作、宣伝活動を活発に行なうことになる。

特に海軍がこの「イメージ」を重視した最大の理由は、陸軍のそれとは異なり軍備拡張及びその維持に莫大な予算を必要とすることが大きな影響を与えていた。

人員規模では昭和元（一九二六）年、軍属を合わせた陸軍が二一七四五名であったのに対し、一方の海軍は八三四九二名であった。海軍は陸軍に比較すると圧倒的に小さな組織ではあるが、予算規模で言えば同年は陸軍が一億九四六〇万円で、一方の海軍は二億三九六五万円と、おおむね陸海軍は同等もしくは海軍のほうが多いという状況であった。この莫大な予算は当然艦艇建造費とその維持に費やされるわけだが、海軍はその戦略の維持という点から、また艦艇は年月が進むにつれ旧式化するため、常に新しく造り替えて行く必要があるという海軍特有ともいえる宿命から、どうしても計画に見合った予算を必要としていた。しかも、その予算は莫大であり獲得には当然国民の理解と協力を必要とすることから、この「イメージ」を重視する必要があった。

ただ、この「イメージ」維持向上のために行われていた情報統制に関してみると、時代の流れによって若干の変化が生じてきていることが見て取れる。そこで日露戦後から太平洋戦争の時期までの情報統制の変化を概観してゆき、この中で軍縮期がどういう意味を持った時期であったのかを明らかにしたいと考える。

日露戦後の時期は、前述の「第六号潜水艇沈没事故」で明らかかなように、日露戦争の勝利によって地位を高めた軍部が、肝心な情報を秘匿することや一部の都合の良い情報を公表することで、比較的容易に当局の意図に沿った方向に国民の認識を誘導することができた時期であったようである。特にこの時代は、「海軍にとって、順風

「満帆の時代」^(註)と呼ばれるように、明治末から大正時代にかけて、とりわけ大正三（一九一四）年に第一次世界大戦が勃発して海軍を中心として日本も参戦したことから、海軍の立場は内外で認められ、また折からの建艦競争においても、大正六年の八四艦隊案、翌七年の八六艦隊案、そして大正九年の八八艦隊案が順次予算承認を得るなど、当時の海軍戦略における悲願であった八八艦隊計画も計画通りに承認されるにいたり、まさに順風満帆といえる状況が作り出されていた。

しかし、その状況に変化が生じてきたのが、一九二一年から翌年にかけて開催されたワシントン会議であった。大正一一（一九二二）年にワシントン海軍軍縮条約が締結されたことで、海軍は「建艦休暇期」（ネーバル・ホリデー）と呼ばれる軍縮期に突入した。この条約はそれまで激化していた建艦競争を抑制させることができ、また国民の負担も軽減させることになった。そのまま建艦競争を続けてもアメリカ、イギリスの国力との差は歴然としており、むしろ日本は財政破綻をきたす恐れもあり、英米に対して規制をかけるという意味でも条約の締結が望ましいものとして期待されていた。しかも、このこと自体は前述のように言論界を中心に強い支持を受け賛同を得ていた。^(註)ただ、この時、日露戦争後から日本海軍の基本戦略として定着してきた対米戦備七割戦略（日本海軍はアメリカ海軍に対して七割以上の兵力を保持する戦略）は主力艦に関しては放棄されることとなり、国内の軍縮に対する支持とは異なって海軍内部ではこれに反対する動きが強まることとなった。このため主力艦の足りない一割の代わりに補助艦における戦力補填と術力向上を目指した補助艦の建艦が活発となり、危険な「猛訓練」が繰り返されることとなった。それは「美保ヶ関事件」などの演習事故を引き起こすことにもなり、また、軍令部の強い性能要求により過大な重武装を施された艦艇は復元力不足、あるいは強度不足など欠陥設計となつて、「友鶴事件」「第四艦隊事件」を引き起こしていった。こうして、それ以前の順風満帆であった時代から一気に厳しい時代を迎えた海軍においては、演習事故の対応にも変化が見られることになる。

大正一二（一九二三）年に第七〇潜水艦、および二六潜水艦の事故、また翌大正一三年には第四三潜水艦の事

故がたて続けに発生したことで、海軍当局を批判、糾弾する動きが国民の中から上がることとなり、これを受けて海軍では徹底的な再発防止に乗り出すことを余儀なくされるに至った。特に第四三潜水艦事故の場合には事故責任に関する査問報告とともに、長文の意見書を提出している。これには当時の潜水艦に関する問題への対策が論じられており、それは教育、艦政のみならず人事関係にもおよび、艦長以下乗組員の適正判定などを重視した内容であった。

これらの事故は事故そのものよりも、事故に対する一般国民の反響に意味があり、この頃の大正デモクラシーの風潮の中で、軍の不祥事に対しては「明治期とは比較にならないほど厳しくなっていた」⁽⁸⁴⁾ことから、「イメージ」という観点から考えてみて海軍当局としても容易に事故事実の秘匿や差止めなどの情報統制ができない状況にあった。それは、昭和二（一九二七）年の「美保ヶ関事件」⁽⁸⁵⁾においての海軍当局の事故への厳正な取り組みと関係者に対する厳格な処分、および再発防止策などにも見られる。

特にこの時期は軍人にとつての逆境の厳しい時期であった。平和と軍縮の時代の中では、軍人は「軍服で市電に乗ることがはばかられるような空気さえあった」⁽⁸⁶⁾くらいに居心地の悪い時期であり、「美保ヶ関事件」における軍法会議で、当局の意図とは反対に責任を感じて判決日前日に自決した水城圭次「神通」艦長のような事例もある。

このような時代の流れの変化を、山本政雄は「第六潜水艇沈没事故と海軍の対応」の中で「当局が事故を美談としてのみ処理することを許容した鷹揚な明治期と、軍縮という逆境下で、より現実的な対応を余儀なくされた大正末期という、時代の推移にともなう国民意識の発達を見ることもできる」⁽⁸⁷⁾としている。

ただ、この「国民意識の発達」も、満州事変を契機とする言論界の萎縮や軍部ファシヨ化の中で次第に強力になってゆく情報統制下においてやがて退化してゆき、軍部の鷹揚な時代が再び戻ってくることになる。特にこの時の場合、軍部に対する信頼や信用は、国民に「信用してもらおう」のではなく、国民に「信用させる」という

動きであると言ひ換えることもでき、海軍においてその鷹揚な時代の再来を予感させるのが「深雪、電衝突事件」であったといえる。

情報統制に対する条件はそろっていたわけで、その条件の第一は満州事変以降の言論界への統制強化の体制作りと、それに伴う言論界の萎縮と自壊。第二に「友鶴事件」において徹底した事故調査と対策が立てられた矢先に発生した不祥事という悪いタイミングでの事故発生。第三に昭和九年末までには軍縮条約破棄の方針で一致しており、二年後には無条約時代という建艦競争が再び始まることが予想されていた、いわゆる「一九三六年危機」が迫っていたことなどである。

これらの条件下で、海軍は「イメージ」を保つための情報統制という手段に出たものと考えられる。そして、この情報統制は第一の条件でもある情報統制の体制作りから日中戦争の勃発、国家総動員体制の確立などとさらに強化されてゆき、次第に恒常的なものとなっていったものと考えられ、それは太平洋戦争での情報の秘匿などという形で見るようになったのではないかと考えられる。

この軍縮期末頃という時期の特徴は、満州事変以降の大陸進出という国家戦略と、一方で海軍は軍縮条約という国際協調路線の名残でもあるワシントン体制の枠にはめられていたという相反する複雑な状況下にあつて、海軍が国際協調から本格的に脱却して、国策に従ってゆくきつかけとなった。少なくとも情報統制に関しては、これを助長してゆくきつかけとなったのがこの時期の特徴であるようにも見られる。

その複雑な時代の節目に発生した事件が「深雪、電衝突事件」であり、それは偶然であり注目されるほどの事故であつたわけではなかったが、海軍における情報統制政策においてその後の状況など結果的な見方からすると方向性を変えるほどの大きな影響力のある事件であつた。

海軍の「イメージ」を重視する情報統制政策は、明治末から大正時代に至る時代に一時代を築き、それはワシントン海軍軍縮条約と当時発展した言論界の力の前に停滞するものの、満州事変の勃発で言論界が徐々に停滞す

るにつれ少しずつ盛り返して行った、そうした中で、これに加えて続発する演習事故と軍縮条約の破棄が迫った状況下という条件が整ったところに発生した「深雪、電衝突事件」が起爆剤となって復活を遂げたといえるのではないだろうか。そして進みだしたこの流れはこの後時代が後押しをする形で情報統制はますます活発に行われてゆき、結果終戦まで続くことになったのである。

註

- (1) 福田理「一九三〇年代前半の海軍宣伝とその効果」(『防衛学研究』三三卷、防衛大学校防衛学研究会、二〇〇五年一〇月)七六頁。
- (2) 同右、八六頁。
- (3) 海軍省『海軍制度沿革 卷二』(原書房、一九七一年三月)三三〇頁。
- (4) 海軍省『昭和十年公文備考 E教育 演習 検閲 卷二』海軍軍事普及部「極秘 昭和十年度海軍軍事宣傳普及及実施計画」一二〇〇頁―一二〇一頁。
- (5) 同右、一二〇二頁。
- (6) 同右、一一九八頁―一一九九頁。
- (7) 前掲福田論文、七三頁。
- (8) 内務省警保局図書課検閲係作成『自昭和四年末現在 至昭和九年末現在 新聞記事差止関係事項調』(国立公文書館所蔵)より抜粋。
- (9) 『防衛研究所紀要』七卷、防衛研究所、二〇〇五年三月。
- (10) 海軍省『明治四十三年公文備考 艦船九ノ二 卷二十六ノ二』(防衛研究所所蔵)七七二頁。

- (11) 山本政雄「第六号潜水艇沈没事故と海軍の対応―日露戦争後の海軍拡張を巡る状況に関する一考察―」(『防衛研究所紀要』七巻、防衛研究所、二〇〇五年三月) 一三〇頁。
- (12) 同右、一三〇頁。
- (13) 同右、一三二頁。
- (14) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 海軍軍戦備(一)』(朝雲新聞社、一九六九年十一月) 四六五頁。
- (15) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営海軍部・連合艦隊(二)―昭和十七年六月まで―』(朝雲新聞社、一九七五年二月) 一〇一頁。
- (16) 同右、一〇一頁。
- (17) 同右、四四八頁。
- (18) 同右、四四八頁。
- (19) 軍事史学会『防衛研究所図書館所蔵 大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌 上』(錦正社、一九九八年十月) 二五六頁―二五七頁。
- (20) 同右、二五七頁。
- (21) 同右、解題八頁。
- (22) 前掲『戦史叢書 大本営海軍部・連合艦隊(二)』四五〇頁。
- (23) 山田朗『軍備拡張の近代史―日本軍の膨張と崩壊―』(吉川弘文館、一九九七年六月) 九頁。
- (24) 同右、九一頁―九二頁。
- (25) 海軍歴史保存会『日本海軍史 第二巻』(第一法規出版、一九九五年十一月) 四三五頁。
- (26) 条約では主力艦の保有比率に関して米、英、日の比率が五対五対三という決定に到ったことと、主力艦の一〇年間の建艦停止などが決められた。
- (27) 前掲山本論文、一三四頁。

- (29) 前掲山本論文、一三五頁。
- (28) 池田清『海軍と日本』（中央公論、一九八一年一月）一九八頁。

おわりに

本研究では一九三〇年代中頃という軍縮期末の日本海軍においての主に演習事故を中心とした情報統制について、それ以前の時期からそれ以後の時期までの流れの中で窺い、この時期の特徴を明らかにすると共に、その中で画期となった「深雪、電衝突事故」の歴史的な位置づけをおこなってみた。

これらを検討してきた中からは、海軍という組織は「イメージ」を非常に重視している点が際立っており、組織的特徴であるように考えられたこと。また、情報統制政策という点では、時代状況の流れの中で、その時々、言論界を中心とした世論の影響を受けつつこれに対応した動きを見せていたという事実、特に軍縮期末の海軍では、方針として国内状況と国際的枠組みの中で国際的孤立へと大きく舵をとると共に国策に追従してゆく姿勢が情報統制政策の中に見えてくる。またその中で「深雪、電衝突事件」が「友鶴事件」に続いて発生したことで、決定的に情報統制政策に変化を与えることとなったという事実などを明らかにしてきた。

「深雪、電衝突事件」は海軍史の中ではそれほど大きく取り上げられることのないような事件であったが、海軍における言論あるいは情報統制政策について考える時には非常に意味のある事件であったといえよう。

ただ、情報統制政策と言っても、この場合は演習事故を中心とした考察であり、一面的な内容にすぎるところがあるのは否めない。特にこの時期には軍縮条約破棄を視野に入れた政治的な動きや、軍縮条約失効後の軍備拡張計画に関する政治的な動きが活発な時期でもあり、このような政治的な動きにこそ情報統制の意味があるわけで、演習事故の中だけでこの時期の情報統制政策の特徴を決めることに關しては自ずと限界がある。ましてや、「友鶴事件」や「第四艦隊事件」など大きく注目されるような事件とは違うことから、当時この事件がどの程度の比重で扱われ、重要視されていたかを図り知ることが困難な点もこの事件を中心に考える場合には限界となってくる。

そのことは、この事件での情報統制の原因の一つとなった「代艦建造」に關して、実際に代艦が建造されたか

どうかの事実が不明である点からも言えることである。

この事件から一ヶ月ほどの後の八月一日に、海軍が大蔵省へ提出した昭和一〇年度の海軍予算案の中に、既定経費として第一次⁽¹⁾、第二次補充計画⁽²⁾による補助艦建造費一億五六四二万円に加えて、新規要求として補助艦建造費の追加一五〇〇万円が含まれている。『東京朝日新聞』昭和九年八月九日には「このうち約七百万円は亡失せる駆逐艦深雪の代艦建造費に当てられるものと解せられる」と記されているが、実際の昭和一〇年度海軍予算の補助艦建造費は一億五六七六万八四三九円と、ほぼ既定経費のみで新規要求が削られていることが分かる⁽³⁾。この時期に建造された駆逐艦を見てみても、全て第一次および第二次補充計画通りの艦艇数であり、代艦らしいものを見つけないことはできない。あるいは、第三次補充計画⁽⁴⁾に含まれた可能性もあるが、その場合代艦か新規建造かの特定は困難である。これらの理由から「深雪」の代艦建造の事実確認も困難といえる。

このようにこの事件に関しては、あるいはあまり意味を持たないとも思われがちになるが、ただここで重要な点は情報統制に関して时期的にも確かな変化が起こっていたところであり、事件としての性格を決める一要因として重要な役割を果たすなど、その点に関して注目することは十分な意味を持つものと考えられる。

昭和九年四月五日に「友鶴事件」における査問委員会がおこなった事故原因の公表を受けて、翌日六日の『東京朝日新聞』社説「友鶴艇遭難原因の公表」は、「今回の発表に当って何等隠ぺいするところなく災禍の真相を公表して国民をしてまづ知らしめ、国民と共に、善後処置に遺憾なからん事を期してゐる態度に對しては、国民は好感と信頼の念を更に深めるものと思はれる」として、この海軍当局の対応を賞賛している。しかし、既述のようにこの三ヶ月後には全く逆の対応をとることになるわけで、この短い期間内での対応の変化は注目に値するとともに、様々な疑問が出てくるところであろう。

一方、今回は主に一九三〇年代中頃を検討課題としたので、時代背景をこの直前の時期主に満州事変前後のころから扱ったが、一九三〇年代後半以降の時期は敢えて割愛した。それは、まず軍縮期をメインとした海軍史を

中心にしたかったこともあるが、史料的な制約、その中でも特に公文備考が昭和一二年までしか存在しないこともあり、公文書が体系的にまとめられて残っていないという事実が大きく影響している。このためそれ以後の演習事故の記録を詳細に知ることができないことから、演習事故の実態のみならずこれを中心とした情報統制政策の実態を知ることが困難であるという事実がある。

このような史料的な制約もあり、今後は軍縮条約に関する政治的な動きから情報統制の実態を考察してゆくなど、手段を変えると共に多角的見地からこの時期を考察する必要があるように考えられる。また、軍縮期海軍の組織的特徴を考察する場合にも、他の時期との比較だけでなく、この時期に際立っている軍縮条約を巡る組織内の内部対立を中心に、あるいは陸軍の派閥対立との対比やこれら陸軍との関係など、海軍に限らず陸軍など外部組織と比較することで更に鮮明に組織的特徴が浮かび上がるものと考えられる。

いずれにせよ、今回の「深雪、電衝突事件」以外にも軍縮期には演習事故が毎年のように大小発生しており、これを引き起こす原因とされてきた軍縮期海軍の「猛訓練」と呼ばれる危険な訓練や、個艦性能優秀主義としてバランスを度返しした攻撃性能の追及、あるいはそれら全ての根本原因としての対米戦構想と軍縮条約との関係をもっと詳細に調べる必要があることは確かであり、これが明らかになれば「軍縮期」が海軍史の中でどのような意味を持つのか、その位置づけが可能になると思う。

註

- (1) 昭和六年度以降一一年度までの六カ年計画、通称「①計画」。
- (2) 第一次補充計画に追加したもので、昭和九年度から一二年度までの四カ年継続計画、通称「②計画」。
- (3) 防衛研修所戦史室『戦史叢書 海軍戦備(一)』(朝雲新聞社、一九六九年)「明治二十三年度以降海軍予算科

(4) 目別一覧表」より。
昭和一二年度海軍補充計画で同年以降六カ年継続計画、通称「③計画」。